

東洋史研究

第五十卷 第四號 平成四年三月發行

張學良政權下の幣制改革

——「現大洋票」の政治的含意——

西村 成雄

はじめに

一 張作霖後の奉天票

1 奉天票暴落の第三局面——一九二八年春——

2 張作霖後の奉天票と新たな金融幣制改革論

3 易職後の奉天票暴落最終局面と「現大洋建」への移行——一九二九年春——

二 「遼寧省城四行號聯合準備庫」と「現大洋票」

1 奉天票における「紙幣減價の逆説効果（チューローニ効果）」

2 「遼寧省城四行號聯合準備庫暫行章程」——一九二九年五月一五日——

3 現大洋票の發行と奉天票の並存——幣制改革からみた二重政策——

三 遼寧幣制改革への胎動——「現大洋票本位制」への移行——

1 遼寧における本位通貨「現大洋票」の成立——一九二九年秋～三〇年春——

2 地方的幣制改革の展開と經濟環境

3 遼寧幣制改革論の射程距離——『ケメラ—報告書』と『東三省金融整理委員會報告書』—— むすび

はじめに

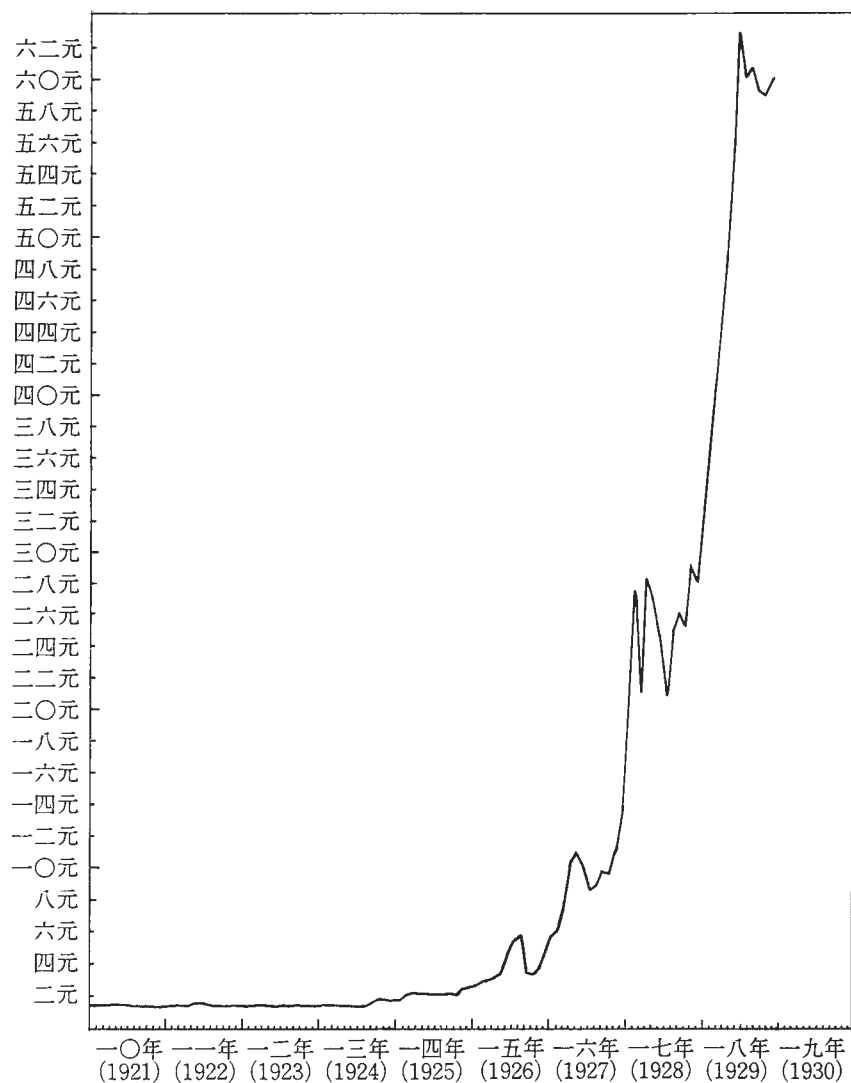
一九二〇年代中國遼寧地域の基軸的通貨、奉天票（滙兌券）⁽¹⁾の暴落に關する從來のとりえ方には二つの面で不十分なところがあつた。

第一に、奉天票暴落の指標が通常日本側の金票（朝鮮銀行券）百圓との比價で表示された減價率として把握されてきた。これは奉天票にとっては、通貨としての對外的價值を表わすとともに、さらに金票の對金相場が前提されている點で二重の意味での對外價值表示であつた。日本側からみれば、たとえ奉天票が事實上の不換紙幣であり對外決済機能をもたない「現地通貨」⁽²⁾であるにせよ、東北特産大豆買附に壓倒的役割を果たす奉天票を金票とリンクせざるをえなかつたのである。

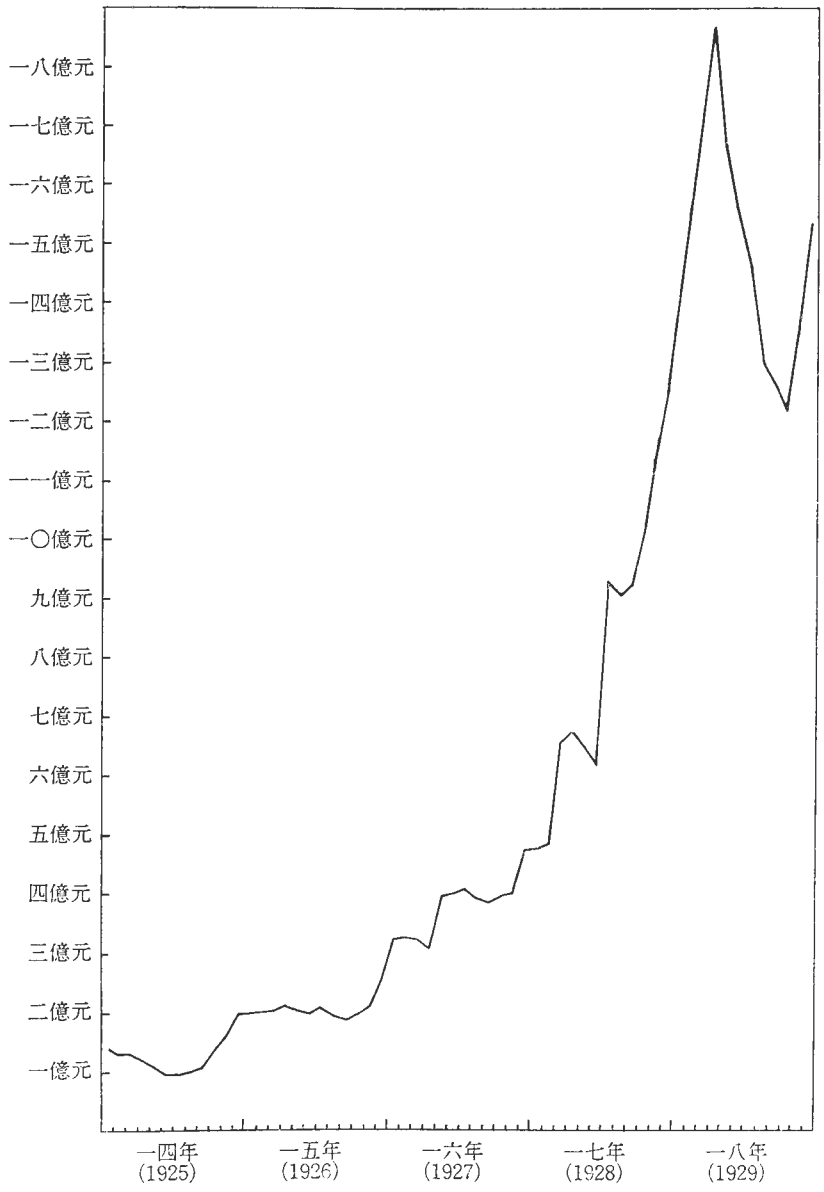
しかし、奉天票の對内價值（購買力）を考えるうえでは、遼寧という地域における現大洋（銀元）との比價が無視されてはならない。なぜなら、結果的には對外的對内的價值表示においていずれも紙幣インフレーションとして現われたとしても、その基準はなお國內銀系鑄貨に置くことが妥當だからである。ただ、奉天票の對金票、對現大洋比價は、統計からみて一九三〇年半ば頃まではほぼ同率で相關しているのも事實であることから、本稿では對金票比價で奉天票の減價を論じることとする。

次圖は、奉天票が暴落した劃期とされる一九二五年以降から張學良政權下までの對現大洋の減價傾向を如實に表わしている。この「歷年奉票價格曲線圖（一九二一—三〇年）」からみれば、二一年から二四年までの比較的安定期（二元以下）から、二五—二六年の減價の激しくなつた第一局面（二—六元）、二七年半ばの第二局面（一〇元前後）を経て、二八年の第三局面

〔第1表〕 歷年奉票價格曲線圖
民國一〇年至一九年（1921～1930）



〔第2表〕 歷年奉票發行曲線圖
民國一四年至一八年（1925～1929）



〔第3表〕 遼寧省物價指數表

類別 年別	棉花	猪肉	鹽	洋火	白面	大尺布	雙斗磚	煤	花旗布	生鐵	紅糧	紅松	紅葉烟	黃豆	合計
1926	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
27	152	124	182	137	694	137	494	109	177	106	1,291	116	241	119	139
28	205	385	3,631	177	1,533	301	1,863	144	428	112	1,291	133	874	1,072	255
29	1,265	1,972	7,969	209	1,876	616	2,053	223	642	118	3,684	149	1,512	3,358	397

(一〇)三〇元、二九年の最終局面(六〇元前後)という経過をたどることができ。

この過程は、「歷年奉票發行曲線圖(二五~二九年)」に示された奉天票發行の増發率との相關關係を明瞭によりとりうる。また、「遼寧省物價指數表」の物價上昇率とも照應していることに注目しておきたい。⁽³⁾

奉天票暴落に關する第二の不十分な點は、一九二九年段階最終局面における現大洋一元に對する奉天票六〇元(一〇〇元)に對しては、六〇〇元)前後の暴落の意味が十分には明らかにされてこなかったことにある。すなわち、一九二八年六月以降の張學良政權の成立、同年一二月末の易幟による南京國民政府との合流などの政治的地殻變動を前提とした地方的金融幣制政策の展開が、この暴落とどのように關連づけられるのかということである。二九年六月二五日、遼寧省政府は現大洋一元を奉天票(奉大洋票)五〇元(奉小洋票換算では六〇元)とする法定相場を設定したが、その後の一年を通じて奉天票の對現大洋比價は、ほぼ法定價格と接近(最高五六元、最低六三元)した範圍での變動を示していた。次表は、奉天票の對現大洋(一〇〇元)比價と、奉天票の對金票(百圓)比價を示す。⁽⁴⁾

奉天票對金票比價は二九年六月以降もかなりの低落傾向をみせるのに對し、對現大洋比價は法價との比較的安定的關係を維持している。これは遼寧(瀋陽)における市中相場の相對的安定と、對外價值變動との乖離を意味しており、遼寧地域社會經濟の獨自な空間分析の必要性を示している。從來は、奉天票の對金票比價を基準とした減價傾向が二九年後半期以降も持續していることから、東北地域經濟は通貨

〔第4表〕 奉天票の交換比率（毎月中値一箇月平均）

	對現大洋100元	對金票100圓		對現大洋100元	對金票100圓
1928年1月	2,073.66元	2,032.00元	1930年1月	6,030.00元	8,300.00元
2	2,833.33元	2,882.57元	2	5,995.00元	8,270.00元
3	2,409.00元	2,520.00元	3	6,015.00元	8,630.00元
4	2,600.41元	2,604.81元	4	6,030.00元	8,822.36元
5	2,761.73元	2,630.35元	5	6,032.50元	9,865.00元
6	2,550.69元	2,380.43元	6	6,050.00元	11,306.52元
7	2,138.26元	2,070.00元	7	6,056.50元	11,280.92元
8	2,276.61元	2,162.11元	8	6,043.20元	10,728.40元
9	缺	缺	9	6,048.33元	10,602.30元
10	2,534.52元	2,529.04元	10	6,041.59元	10,699.45元
11	2,762.50元	2,751.33元	11	*6,017.76元	10,579.83元
12	2,818.15元	2,816.33元	12	*6,006.20元	11,448.16元
1929年1月	2,800.43元	2,755.77元	1931年1月	*6,019.46元	13,142.50元
2	2,989.33元	2,927.00元	2	*6,043.94元	14,311.58元
3	3,652.24元	3,644.00元	3	*6,055.74元	13,627.40元
4	4,629.00元	4,635.45元	4	*6,098.83元	13,488.33元
5	5,388.40元	5,423.43元	5	*6,181.29元	14,113.87元
6	6,130.24元	6,578.57元	6	*6,353.33元	14,747.22元
7	6,172.66元	6,650.92元	7	*6,361.29元	14,116.45元
8	6,089.25元	7,006.11元	8	*6,220.96元	14,326.45元
9	5,885.00元	6,475.00元	9	*6,208.09元	14,063.33元
10	5,982.17元	7,231.51元	10	*6,589.03元	14,742.09元
11	5,969.00元	7,170.95元	11	*6,174.16元	11,554.00元
12	6,025.00元	7,590.00元			

出典：1928年1月～1930年6月『奉天經濟旬報』月末貨幣相場表による。

1930年7月～1931年11月『奉天商工月報』月末貨幣相場表による。

* なお、1930年11月以降は、對現大洋票100元についての奉天票價格である。

また、註(66)、第6表を参照。

的側面において「紊亂」し、地域經濟も大きな攪亂を蒙ってきたとされた。しかし、奉天票の對内價值指標の相對的安定性と、それを基盤にした新たな基軸的通貨「現大洋票」發行の條件形成に着目するなら、二八年一月二十九日の易幟後の新たな地方的金融幣制改革の胎動に注目する必要がある。

ここではそうした幣制（通貨）改革の意味を次の三點からとらえておきたい。一般的に二〇世紀に入ってから中国における幣制改革の到達點は、一九三五年一月三日の法幣改革聲明にあるとされ、その骨格は、

- (1) 一九三三年廢兩改元以來の銀貨本位制を放棄し、紙幣を法貨とする。
- (2) 紙幣發行權を政府系銀行に集中する。
- (3) 外國爲替によって價值維持を圖る。

とする點にあった。⁽⁵⁾もちろん、それぞれの條件が不均等に成熟する過程も含めて幣制改革の一環として位置づける必要がある。したがって、幣制改革とは、第一に通貨の統一、第二に通貨價值の安定がなんらかの基礎をもつこと、第三に中央金融機關の組織化がなされることの三條件の歴史的形成史にはかならない。⁽⁶⁾

以下、張作霖後の國民政府地方政權下における奉天票暴落の實態と、奉天票整理過程が、地方的幣制改革の一環としての兌換券「現大洋票」の浸透とどのように関連しあっていたかについて分析を加えたい。

一 張作霖後の奉天票

1 奉天票暴落の第三局面——一九二八年春——

一九二七年六月一八日、張作霖は前年一二月安國軍總司令就任以來の北京政權を再編成し、自ら陸海軍大元帥として中華民國軍政府を組織、潘復を國務總理に任じた。他方、國民革命運動はすでに武漢政府と南京政府に分裂していたが、八

月に寧漢合作し、翌二八年初に蔣介石らは「第二次北伐」の対象として張作霖北京政權の打倒をかけた北上しはじめた。

張作霖は「國民革命軍」との軍事對決のなかで守勢に置かれながら、北京政權を維持するための軍事的財政的支出をすべて負擔しなければならなかった。一九二八年舊正月を迎えて、張作霖は楊宇霆を奉天に歸らせ、劉尙清省長や彭賢東三省官銀號總辦に命じ「軍政費三千萬元」を調達させた⁽⁷⁾。その方法は、財政の暴力ともいふべき奉天票の増發であつた。

このニュースが發端となり、滿鐵附屬地關東廳所轄の奉天取引所相場は、二七年一月一日の對金票一〇〇圓が一〇九八元（對現大洋は一〇七元）であつたものが、二八年一月七日には一九〇〇元（對現大洋二〇五〇元）と、ほぼ二倍となり、奉天票は約半分に減價した⁽⁹⁾。時期的にも農作物の出廻り期にあたり、特產物購入のため東三省官銀號側も新紙幣を大量に發行し、減價を促進する結果になった。

省政府側はこうしたなかで奉天票の價格維持政策を出さざるをえず、錢鈔業者の投機禁止、帳簿検査、現大洋持出し禁止などの直接的金融取締の強化がなされ、他方では現大洋一元を奉小洋票（奉大洋票の二割増となる銅元票）一六元とする公定相場を設け、現大洋との兌換に應ずる措置をとつた⁽¹⁰⁾。しかし、紙幣インフレーションに伴う物價騰貴も甚しく、一月九日の調査では、食糧品四〇パーセント、その他二七パーセント、總平均三六パーセントの騰貴率を示した⁽¹¹⁾。この物價騰貴は賃金生活者を直撃し、⁽¹²⁾「細民殊ニ勞働者階級ノ生活ノ安定ヲ奪」う狀況にあつた。賃金を「現大洋建」とする要求運動も組織されはじめた。奉天票建であるために實質賃金の低下がもたらされ、それを防止しようとする労働爭議も續發した。すでに二七年末から兵工廠では賃金の八割を現大洋で、二割を奉天票による支給としていたし、奉天紡紗廠などでも現大洋建で奉天票市價に換算して支給していた⁽¹³⁾。

奉天票はさらに一月三十一日、四四〇〇元に暴落し立會い停止となつた。特產品大豆の集散地鐵嶺では、小賣商は「金票（日本側朝鮮銀行券）モシクハ現洋賣」を要求し「奉天票ニ依ル販賣ヲ拒絶シタリ」と伝えられ「奉票既ニ流通力ヲ失」つたとすら言われていた⁽¹⁴⁾。在奉天日本總領事館も、こうした事態につき「奉票ノ信用既ニ地ニ落チ」「奉票ノ運命延テ三省

ノ案亂推察ニ難カラス」とし、二七年一月以來の通化縣大刀會の運動も「偶々三省窮民ノ一端ヲ現セルニ過キ」ずと報告し、張作霖が「中央政爭ヲ事トシ居ル」狀況では「三省ハ内憂外患ノ巷ト化セサル無キヲ保シ難カラン」という危惧を表明していた。⁽¹⁵⁾

従來、奉天票増發ごとに出されてきた金融擾亂取締令は今回も「奉天省長公署訓令第七五號（一月三一日）」として發出されたが、その中でも「一般商人」の動向をとりあげて「奉票ノ行使ヲ拒絶シ、現大洋ヲ索用」する者多く、「物價ヲ引上げ」「甚シキハ現大洋本位ニ改メ」ようとする傾向のあることを批判していた。⁽¹⁶⁾そして二月一日附の省長公署の白話體による布告第一號では、「大元帥張作霖の諭旨」を援用しつつ奉天票の減價防止の必要性を次のように強調した。⁽¹⁷⁾

第一に、紙幣の發行は東西の「富國」の通例であり「治奉以來十餘年」官銀號發行の滙兌券（奉天票）をもつて自由に取引し交易できるようにしてきた。しかし「近年一部奸商ノ投機ト新聞ノ捏造記事ニ禍ヒセラレテ、金融價值カ低落」してきた。これは十數年前の現小洋票しかなくその兌換問題で「市中恐怖ノ狀態」となった時、滙兌券を發行して救済したことを忘れてしまったのではないか。第二に、一九一七年奉天票發行以來「三省人民ノ心中ニハ、只タ奉票アッテ現洋アルヲ知ラナイ」状態で、「公私財産亦奉票ヲ本位トセサルハナカタ」のである。したがって「信用價值ハ依然トシテ存在スルカラ、低落スヘキ理由ハナイ」。まさしく「唯一無二ノ紙幣」を使用すること、その「救済ノ責任ハ官民協力」にある。第三に、もし奉天票の「價格ヲ恢復スルコトカ出來ナイ時ハ、本元帥ハ私產全部ヲ賣拂ッテ奉票ヲ擔保スル」つもりである。あくまでも「奉票」に代わるべき紙幣はないとするものであった。

この布告は、張作霖の政治的權威をもつて奉天票の減價防止を圖つたものというるが、現實の經濟狀態は「萎靡沈滯甚シク」「奉票ノ手持ヲ喜ハス、奉票ニ依ル取引ヲ避ケ、極力金票乃至現大洋建ニ依ラムトスル傾向」にあった。したがって、實際の省政府側の對策は、暴落緩和策として各商戸の爲替取組の擴大を認可すること、投機を圖るものと判定した錢鈔業者への抑壓策（帳簿検査、私服巡警などによる取締）、金融維持策としての現大洋による奉天票の回收などであった。⁽¹⁸⁾

それも日本側の觀察では「奉票ハ官憲ノ強壓命令ト張作霖ノ對省民警告ニ依リ辛フシテ其ノ流通ヲ保チ居ル」狀況にあると認識されていた。⁽¹⁹⁾ 奉天票暴落對策を非經濟的手段と經濟的手段に區分するとすれば、一方で強壓的に投機防止を實施しつつ、他方で奉天票回收資金（現大洋）の調達による市場の安定化という課題にとりくむ必要があった。劉尙清省長らは北京に赴き張作霖との交渉のうえ、奉天票回收のための三六〇〇萬元の借款と、年開所要軍費を九〇〇〇萬元に限定することを決定した。

このニュースが伝えられるなかで、三月上旬の奉天票の對金票三〇〇〇元であつたものが、中旬には二七〇〇元、下旬には二〇〇〇元と回復するにいたつた。⁽²⁰⁾ しかしながら、「第二次北伐軍」の北上と奉天軍不利という政治的軍事的劣勢が伝えられ、さらに五月一日濟南が占領されるに及び、三日の奉天票は三一五八元の暴落を記録した。その後、日本軍の出兵介入と北伐の停頓、上海大連の銀高などで九日には二三二〇元となり、五月下旬の「張ノ下野、奉軍ノ關外撤退説」をむしろ好感して二四〇〇〇二五〇〇元臺を保っていた。⁽²¹⁾

この間、四月二六日の省行政會議では「奉天票整理金融公債三〇〇〇萬元」の發行を決定し、各農戸には縣の稅捐局を通じて、各商戸には縣の商務會を通じた強制割當方式による募債を計畫していた。⁽²²⁾ ところが、これに對し、各縣農商會は強く反對をとえ、結局募債は見あわせることになった。奉天票回收による減價の防止策という經濟的手段すら實施しえない狀況に置かれていたのである。ただこの頃、日本側でも官銀號が奉天票整理に「現大洋票」を發行するとの情報を得ていたことにも示されるように、⁽²³⁾ 奉天票を「唯一無二ノ紙幣」と考えるのではなく、新たな通貨發行による幣制改革論がひとつの選擇肢として意識されつつあつたことは否定できない。事實、張作霖の死後、九月、それは幣制改革論の一環に組みこまれることになる。

2 張作霖後の奉天票と新たな金融幣制改革論

一九二八年六月四日未明、張作霖は奉天への歸路、關東軍による滿鐵鐵橋爆破によって重傷を負い死亡するが、この事實は張學良の歸奉まで伏せられ、二一日に公表された。

奉天票の對金票相場は、六月二日、二二八八元まで回復して張作霖の北京引揚げを歓迎していた。四日の「遭難慘死説」を受けて三五〇元の下落で二六二七元となった。以後、「生存説」によって二五〇〇元臺を保ち、張學良歸奉の翌日一九日には二三〇〇元となった。これは、東北地域の「時局安定豫想」「停戦（保境安民政策）ニ依ル課税輕減豫測」などに刺戟されたものであった。⁽²⁴⁾張作霖爆殺事件の經濟界に與えた影響は、「一般ニ豫期シ居タル關係モアリ、目下財界ニ何等ノ反響ナク」といわれ、「一般商況順調ニ進展シ居レリ」という状況であった。⁽²⁵⁾

七月一三日に發表された東三省保安總司令部の「東三省施政方針」には、貨幣制度の統一がうたわれ、一八日には東三省財政金融整理方針が提起された。第一に奉天票の整理、第二に物價抑制、第三に煙酒税などの輕減、第四に軍費の省庫管理、第五に南北妥協には民意を參酌すること、などが主な内容であった。

とくに、奉天票の整理には省公債を回收資金とし、東三省官銀號を三省の中央銀行に改組、三省の紙幣を統一し「現大洋本位」の銀元券を發行、その兌換準備に張作霖の遺産五〇〇萬元（一〇〇〇萬元説もあり）をあてることが豫定された。⁽²⁶⁾こうした政策方針はあきらかに、張學良政權として新たに出發した東北地域權力がその政治的經濟的基盤を再構築するうえで不可欠のものであった。一〇萬人の軍縮を實施し軍費五〇〇萬元を節減するという方針などは、明瞭に張作霖時代との違いを地域社會、地域經濟にアピールしようとしたものといえる。張作霖死後の地域政治安定化にとって、軍縮と財政金融政策の安定はその第一歩であった。その意味で、奉天票の回收と中央銀行構想は新たな幣制政策の方向性を含むものであった。

奉天票相場は比較的安定的に経緯し七月はほぼ二〇〇〇元臺の水準を維持していたが、八月・九月にかけては「直魯軍整理説」による張宗昌の反亂憶測やホロンバイル事件による奉天軍出動説などの政治材料による下落が續き、九月三日に

は二六四五元にまでなった。⁽²⁷⁾

こうした事態に對する「奉票維持」政策は、從來からの非經濟的手段による民間錢鈔・糧棧業者への「高壓的取締」が中心となっていた。それは投機業者が奉天票下落の元凶であるとする認識であり、「不良奸商」への警察力による取締と逮捕がその手段であつた。⁽²⁸⁾すでに七月一八日の財政金融整理方針が端的であるにせよ金融幣制改革論を出していたが、現實にはなお強硬な非經濟的手段による金融維持論が大きな役割を果していた。

したがって、九月六日附の張學良保安總司令や翟文選奉天省長、李友蘭官銀號總辦らによる金融政策は二つの相異なるレベルの方針を同時になさざるをえなかつたのである。まず非經濟的手段としての「不法行爲者ノ檢舉」を強化することによって市场秩序の維持を圖りつつ、今後の金融幣制方針として「金融統一ヲ計ル爲メ……税金收益ヲ以テ、現大洋制ノ準備金トシテ預金」⁽²⁹⁾することを表明したのである。奉天票暴落に對する相異なるレベルの方針という點では、後者は將來に屬す經濟的手段であつて、たとえ「現大洋制」を施くとしても目前の市場安定化のためには十分な役割を果しえないものであつた。

しかしながら、經濟的手段による市場安定化の方向はしだいに明確になりつつあつた。九月段階に於いて、翟文選省長を委員長とし張振鸞財政廳長を副委員長とする金融協濟會が組織され、その他財政監査委員會も設立されて⁽³⁰⁾いた。奉天總商會に設置された「平價委員會」は物價安定のための公定價格を設定し積極的な活動を展開して⁽³¹⁾いた。特産品大豆の出廻を前にして當局側は、奉天票暴落を「取引所ニ於ケル先物賣買ニ起因スルモノ」として取締りを強化して⁽³²⁾いたが、張作霖時代のような「逮捕銃殺」ではない法律規定にもとづく「財産沒收」を考慮中であるといわれていた。

さらに、張學良の金融幣制方針として傳えられた情報によれば、かれは「現大洋票ヲ發行シテ東三省全部ニ流通セシムル計畫」で、「將來奉票價值維持困難ノ場合、右現大洋票ヲ以テ暴落セル奉票ヲ回收スル」⁽³³⁾豫定である、と。もしこれが事實であれば、これほど明確な、流通手段としての奉天票の機能喪失に對する代替案はなかつたといえよう。そしてどう

やらの代替案は事實に近いものであった。一月に入り、李友蘭官銀號總辦や中國・交通兩銀行首腦らは「銀行團主義」で「現大洋紙幣」の發行を要請していた。一二月三日の翟文選省長召集の金融維持會議では、「現大洋本位」への移行と奉天票發行停止、東三省官銀號による「現大洋票」の發行と奉天票の回収、現大洋票一元は現大洋一元に兌換することが決議された。⁽³⁴⁾

二月二三日、張學良保安總司令は邊業・中國・交通・東北・實業の各銀行長や、保安總司令部軍需處處長から着任した魯穆庭官銀號總辦、韓麟生會辦、張振鸞財政廳長らを召集し次のような決定をおこなった。すなわち、邊業銀行の擴充を圖するため奉天省庫より一〇〇〇萬元、東三省官銀號より二〇〇〇萬元、中國・交通兩銀行より二〇〇〇萬元、合計五〇〇〇萬元を調達し、そのうち三〇〇〇萬元と邊業銀行の現大洋紙幣四〇〇〇萬元で、一九二九年七月一日までに奉天票をすべて回収する、と。⁽³⁵⁾ あきらかに九月以來の構想の具體化であり、邊業銀行主導のもとでの「現洋紙幣」發行による奉天票回収論にはかならない。時あたかも、易幟一週開前の幣制改革方針の樹立であった。

この間の奉天票相場は、一月中旬に三〇〇〇元臺に突入したが、これは例年の官銀號による特產物大量購入を背景としており、やはりなお奉天票増發によって支えられていたものであった。一二月に入ると「現大洋發行ニ依ル奉票回收説」を好材料にして漸騰し、月初二七〇〇元臺となった。下旬には三〇〇〇元臺となったが、二九日の「奉天城内青天白日旗ノ掲揚ニ人氣引立チ」二八一五元まで引きもどしていた。⁽³⁶⁾

このように、易幟とほぼ同時期に現大洋票發行が幣制改革論の重要な一環として提起されていた。これは、一九二八年春の奉天票暴落第三局面期の現大洋票發行論と比較して、その現實性はきわめて大きくなっていたといえよう。新任の魯穆庭官銀號總辦は、張學良宛に「東三省財政整理案」を提議し、東三省官銀號の中央銀行化、漸次現大洋を本位制とし、奉天票八億元を回収し、東三省の幣制を奉天現大洋票と哈爾濱大洋票（哈大洋票）の二種類とする本格的な幣制改革構想をうち出していた。そしてすでにアメリカの鈔票会社に現大洋票三〇〇〇萬元の印刷を注文し、最初は約五〇〇萬元を發

行する豫定であると伝えられた。⁽³⁷⁾

日本側はこうした改革構想そのものを問題とすることなく、官銀號がなお奉天票増發による「特産物買占」を實施しているのだから、來春には「例年ノ如ク奉票ハ市場ニ掃キ出サルヲ以テ、奉票の前途ハ決シテ安定ノ地位ニ置カサルヘシ」という側面へのみ注意を集中していた。つまり、奉天票暴落に眼を奪われ、同時に進行しつつあった幣制改革的側面の新たな胎動を見出しえないでいた。⁽³⁸⁾

3 易幟後の奉天票暴落最終局面と「現大洋建」への移行——一九二九年春——

易幟から二週間後、一九二九年一月一日、張學良は楊宇霆・常蔭槐を暗殺した。楊宇霆らは易幟に反對の立場をとっていた。たしかに奉天票相場は常に「時局」に左右されてきた歴史をもつ。ところが、張作霖死亡時と同様「該事件ノ影響トシテ見ルヘキ程ノモノナシ」とされ、むしろ、「楊ノ死去ニ依リ政府顛覆陰謀ノ禍根一掃セラレタリトノ感」を與えていた。⁽³⁹⁾

二月の奉天票相場は例年のごとく、舊曆年末決済の金融難や「奥地方面ニ於ケル官銀號筋ノ特産買占」のため漸落歩調をたどり、月末には三三〇〇元臺となった。三月に入りなお下落し、加えて官銀號の新票（五〇元、一〇〇元）發行を機に下旬には四〇〇〇元臺を突破した。特産買占用の奉天票増發は、たとえば開原で二八年十一月以降「滿鐵貨車八千車、二六萬四千トン、奉票約五億元（金票二六〇萬圓）」にのぼるといわれていた。⁽⁴⁰⁾

どうやら、二九年春にかけての奉天票暴落は一年前の事態と同じようにみえる。現象的にはむしろ奉天票の減價は深刻化していた。開原と公主嶺で合計九七〇〇車分の大豆價格は、奉天票で約九億二一五〇萬元であったが、四月上旬までに當該地向現送のための奉天驛受附官銀號申告額は七億一〇〇〇萬元となっており、おそらく「奥地仕向奉票ハ優ニ、二〇億ニ達スルモノト想像セラル」といわれた。日本側のある觀察者は、中國側が奉天票の濫發による「奉票市價ノ暴落ヲ待

チ、現洋票ヲ發行シテ舊票ヲ回收スルコト」を企圖しているのではないかと鋭い推測をしていたが、もしそうなくても「現洋票」は「結局ハ奉票ト同一運命ニ陥ルヘキモノ」とみなす立場にとどまるものであった。奉天票の下落は對現大洋法定相場にも反映して、二九年一月に現大洋一元＝奉天票二六元であったのが、四月には三〇元となつていた。⁽⁴¹⁾

昨年よりも大規模な奉天票暴落に對し、瀋陽（二月以降奉天を改稱）の總商會は三月一日、翟文選遼寧省長に面談し、紙幣發行停止や官銀號による現洋、金票、穀類買占の禁止を要請した。さらに、物價騰貴を原因とする「巡警の増俸運動、小資本錢鋪ノ倒産等續出」をどう救済するかという點では、總商會として商民救済辦法を考慮し、かつ、「當局ニ對シ奉票根本的整理ノ請願ヲナス」としていた。⁽⁴²⁾

總商會は四月四日、「商品建値を今後大洋建に改め、奉天票に換算して賣買することを決議し、傳知事に申請した處認可を得たので、直に實行することとなつた」。これは事實上、商人層がすでに「現大洋又ハ小洋錢ヲ本位トシテ取引ヲ爲シ」、奉天票下落の「直接蒙ムル打撃ハ比較的少キ」ことを示している。當然のことながら「俸給生活者」は轉嫁すべき方法をもたず、すべての影響を蒙ることになった。省庫すらその保管金の減少に對應すべく、四月一五日以降は「省財政も現洋本位に改める」方針を出していた。⁽⁴³⁾

みたところ、奉天票の減價はその臨界狀態に到達しつつあった。もはや奉天票は全通貨流通空間における主要な流通手段機能すら喪失し、事實上の現大洋建がゆきわたるなかで、代替通貨の出現條件が成熟しつつあったのである。

ここで留意すべきは、二九年段階の奉天票暴落の政治環境であり、一年前の張作霖時代との異なる點である。すなわち、二八年一二月末の易幟という政治的大變動を契機に、從來まで相對的獨自性を保持していた東北地域政治が國民政府の地方政府に轉化したことは、「早晚國民政府ハ全國流通ノ統一新紙幣ヲ發行スルニ至ルヘキ」こととして受けとめられていた。⁽⁴⁴⁾これが、現大洋建を促進するひとつの條件となつていた。また、三月二二日、遼寧省主席は國民政府財政部長宋子文からの次のような電報を接受していた。それは、遼寧省財政の窮乏原因を「奉票ノ紊亂ニアル」と指摘しつつ、同時

に「日本側カ遼寧省ニ設置シタル朝鮮銀行、正隆銀行、正金銀行等カ任意ニ紙幣ヲ發行シ、直接日本側ノ商業ヲ擴張シ、該國ノ人民ヲ扶助シ、間接ニ我カ國ノ金融ノ命脈ヲ奪フ」状況にあることを強調し、そうしたなかで「我方ノ金融紊亂シ物價騰貴シ民生凋落スル」にいたったと結論づけた。そして、日本側の「銀行發行ノ紙幣ノ額、貸出ノ額、營業狀況」につき「至急明細ニ調査シ表ヲ作製シテ報告」するよう指示していた。⁽⁴⁵⁾ あきらかに、國民政府側の民族主義的認識とその施策が展開しており、金融問題においても「通貨發行主權」にかかわる課題として、東北地域の事態を把握していたといえよう。かくして、遼寧側の對日認識とその行動も、上述のような枠組と共鳴しつつ展開をとげることになる。奉天票暴落の重要な原因に民族的契機が位置づけられることによって、二八年春の段階とは異なる政治的磁場が形成されていた。これは遼寧における幣制改革の進展とも密接に關連することになる。

奉天票相場は、「手持奉票ノ金票又ハ現大洋乗替、買附益激増」という事態のもとで、四月一日、五一〇〇元となり立合停止、その後五月下旬は五八〇〇元臺にまでなった。税捐局の公定換算率、現大洋一元 $\equiv$ 奉天票三六元説が出るに及びさらに減價に拍車がかかった。事實、四月一〇日以降は官銀號賣出し價格は現大洋一元につき奉天票四四元となつていた。⁽⁴⁶⁾ 奉天票は、基軸的通貨として暴落の最終局面を呈しつつあった。

二 「遼寧省城四行號聯合準備庫」と「現大洋票」

1 奉天票における「紙幣減價の逆説效果（チューローニ效果）」

ここで奉天票暴落現象を第一次大戰後のドイツ・マルクと比較しておこう。

ドイツでは一九二三年十一月一日、五〇〇金マルク證券に兌換できる Renten・マルクを發行し、その安定的通貨としての信認を得てから、二四年夏、ライヒス・マルク（新マルク）を發行、從來の一兆マルクを一新マルクに換算、劇的

にハイパー・インフレーションは終焉をとげた。この過程を分析したC・B・チローニ(Constantino Bresciani Turroni)は、インフレが進行すればするほど紙幣を金あるいは金と兌換可能な貨幣に切り換えることがいっそう容易になるという「紙幣減價の逆説効果」があることを解明した。⁽⁴⁷⁾

貨幣的現象としての共通性から奉天票のギャロッピング・インフレーション(ハイパー・インフレーション)をみると、一九二九年春の段階における展開は、もはや通貨としての価値尺度機能、支拂手段機能はもとより、流通手段機能すらも喪失し、奉天票の名目的兌換対象としての現大洋(銀元)建値か、あるいは植民地銀行としての朝鮮銀行券(金票)にとつてかわられ、とくに流通手段機能は奉天票に代わる何らかの通貨が期待されていた。つまり、暴落以前の原價にもどすのではなく、新たな別の貨幣に切り換える可能性が増大し、その条件が成熟しつつあった。

奉天票そのものは、一九一七年以來滙兌券と呼ばれた對天津・上海爲替兌換を保障された紙幣であったが、實際はきわめて制限されたもので、事實上の不換紙幣として遼寧一帯に強制通用力をもたせられ、專一的に流通する通貨として出發した。いわば國家紙幣に準じた性格を與えられていた。その點で奉天票は、本質的には「國家」(東三省地域權力)の財政的要求に應じた過剰發行を運命づけられていたといえるし、あるいはまた、一定の地域内のみの流通手段機能しか保持しえない紙幣として、對外的・對地域間決済機能はなかったといえる。張作霖が奉天票を東北遼寧の「唯一無二」の通貨であるとして、その價格維持を強調していたのも、權力によって擔保されない限り、その域内流通手段機能すらも維持しえない現實の反映であった。

したがって、強制通用力を與えられた國家紙幣は法定支拂手段(法貨、legal tender)でもあった。通貨當局は、通貨供給量が兌換準備量から切り離されている限り、政策的操作の対象として自らの意思で供給量を決定しうる。もちろん、實體經濟からの反作用を受けるのは當然であり、その政策的恣意がある臨界點を超えた時、それは全社會の構造的危機をも生みだす可能性がある。

しかし他方、この現實を通貨體制の維持運營という點からみれば、「管理通貨システム」的特徴をもたざるをえなくなっている。なぜなら、「國家」として通貨を現實の經濟實態と照應させなければならず、その操作メカニズム修得への接近が不可避的に蓄積されるからである。これは、同時代の中國の他地域における秤量貨幣としての銀兩制度や鑄貨としての銀元制度、あるいは銅元制度とは異なる性格を有していたといえよう。すなわち、東北地域では、銀兩や銀元制度が十分に形成されうるだけの蓄積がなされていなかった現實、換言すれば民間信用經濟システムの未成熟さと關連するものであった。⁽⁴⁸⁾まさにその未熟さを利用しつつ、それに代位する通貨支配權を掌握し、ある程度の兌換性を前提とした紙幣を普及させたのが、辛亥革命を契機に軍事力と世界商品大豆を背景として急成長した地域權力にほかならない。

このような地域權力としての張作霖政權が急成長したのも、二〇世紀初頭期以來、いわば一舉に世界市場とリンクされた東北の大豆經濟をその財政的基盤に組みこむことができたからである。⁽⁴⁹⁾大豆生産高は一九二四年の三四五萬トンから二五年に四一七萬トンに増大し、二六年は四七八萬トン、その後二九年までは四八〇萬トン臺であったが、三〇年には五三〇萬トンになっていた。六年間に約二〇〇萬トンの増加であった。⁽⁵⁰⁾この大豆經濟という實體經濟の基盤の上に、地域權力による政治的恣意が發動されていたのであり、實體經濟の彈力性がその恣意を支えていたことを忘れるべきではない。その彈力性の範圍内で農民に對する苛酷な奉天票による貨幣的收奪構造も保障されていたのである。大連商工會議所の一九二八年初の調査によれば、奉天票などの不換紙幣による官商筋の特産大豆買占量は、大連に搬出される二三〇萬トンのうち約六割で、一三八萬トンであったという。當時の現大洋で一億三八〇〇萬元になる。東北四行號（東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍江官銀號、邊業銀行）による農產品買上げ總額は現大洋で二億元以上といわれ、東北地域の總生産量の約半分を占めていたともされる。⁽⁵¹⁾

奉天票暴落の最終局面にいたる數年間は、この大豆經濟の膨脹がそれを世界市場に媒介すべき通貨システムの許容量を超えつつあった段階といえるだろう。逆にいえば、東北地域における實體經濟の總體が、通貨システムの變更を含む新た

な政治的經濟的再編成を迫っていたのである。奉天票の暴落と新たな通貨の出現はその表われであった。

2 「遼寧省城四行號聯合準備庫暫行章程」——一九二九年五月一日——

チユローニのいう「紙幣減價の逆説效果」は、二九年春から作用しはじめたとすることができる。この頃、東三省官銀號開原分號の職員の言として、「奉票ノ信用ハ極度ニ失墜シ、省財政ノ前途ニ多大ノ不安ヲ感セシムルニ至リシヲ以テ、局ハ佛蘭西革命後幣制改革ノ故智ニ倣ヒ、官銀、邊業、交通、中國ノ四行聯合準備庫ヲ設ケ、現洋票ノ發行ニヨリ、既發ノ奉天票ヲ回收スヘク計畫中」と傳えられた。⁽⁵²⁾

準備庫制度は、東三省官銀號副經理張耀宗が歐米視察時にアメリカで見聞した連邦準備制度 (Federal Reserve System, 一九二三年) を参考にしつつ、かつ天津での鹽業・中南・金城・大陸の四銀行團による聯合準備制度の運用經驗をふまえ、當時の官銀號總辦李友蘭に建議していた。その後、二九年春にかけて財政廳長張振鷺らがその方針を推進し、遼寧にも官銀號を中心とした準備庫の創設を圖ることになった。⁽⁵³⁾

五月一五日の四行號による公告は「市面の需要に應じ、金融を調和し發行を慎重にして兌換券の信用を保持」するため、「聯合準備庫を組織し、現大洋票を發行」するとして、五月一七日より開業することになった。準備庫の監理官には翟文選省長が省政府の委嘱を承けて就任した。五月一五日附の「遼寧省城四行號聯合發行準備庫暫行章程」によれば、準備庫は兌換券發行と印刷、兌換業務、準備金の保管業務のみをおこない、官銀號のような附屬營業事業を兼ねることができないものとされた。また、準備金は七割を現銀準備（銀塊、元寶銀、銀兩、銀元など）とし、三割を有價證券などと規定された。兌換券は、現大洋と同價值で通用し準備庫において無制限兌換に應じる。準備庫發行の兌換紙幣は暫時邊業銀行の銀行券を使用し、聯合發行準備庫名を記載するものとする。兌換準備は定期的に検査を行ない公表される。⁽⁵⁴⁾

準備庫發行の現大洋票は、邊業銀行券に聯合發行準備庫の記號を押捺したものであったが、五月末から市場に出廻りは

じめた。現大洋票の信用維持のため六月末には、發行臺帳および準備金の第一次検査がなされた。發行二〇〇萬元に對し、準備金は邊業銀行所有現銀一四〇萬元、瀋海鐵路政記公司株式など有價證券約六〇萬元ということで、七割三割の比率を保持していた。當初、現大洋票は現大洋に對し一〇〇元につき二―三元の開きがあつたが、當局の介入で同一とせられてゐる。實際には一元ぐらゐの打歩がつく狀況にあつたといふ。⁽⁵⁵⁾

現大洋票の發行にあたって、兌換準備比率を嚴格に規定し、その定期検査を實施公表することは、新規發行兌換券の信用維持にとつて不可缺の課題であつた。なぜなら、滙兌券であつた奉天票とは異なるものとして印象づけ、そこから現大洋票に對する信認を得る必要があつたからである。

ところで、奉天票が六月五日に對金票一〇〇圓につき六一三五元を記録した翌日の金融維持會は、慘落原因に言及したときはじめて日本側通信の「時局宣傳ニ起因スルモノ多シ」という判斷を與えた。同時に、「東三省各地ニ流通スル朝鮮銀行紙幣(金票)ハ奉大洋ト何等異ナルナシ、唯國ノ強弱ニ依リ差アルノミ、由來鮮銀紙幣ハ信用アルモ日本内地ニハ絶對通用セス、此間ノ事情ハ我國人知ラサルヲ以テ鮮銀紙幣ヲ金貨ノ如ク收受ス、將來鮮銀ノ内容ヲ宣傳シ一般奉票ノ價值ヲ恢復ス」という「鮮銀券對策ハ始メテノコトナリ」とされるような、奉天票價值維持に關連する新たな對日政策を提起していた。⁽⁵⁶⁾ おそらく、日本側の東北での通貨政策とその現實を明らかにすることによって、「通貨發行主權」問題を通して民族主義的意識の高揚と結集を企圖していたと考えられる。また、六月上旬の張學良東北邊防軍總司令と翟文選省主席の布告にも「遼寧四行準備庫ヲ設置シ、豐富ナル準備金ヲ用意シ、現大洋票ヲ發行シ、信用ナキ外省紙幣ヲ省城ヨリ驅逐シ、奉省金融ノ安固ヲ計リ、一面現大洋ノ出境ヲ禁止シ、且金融ヲ紊亂セル奸商ヲ軍警兩官署ヲシテ嚴査逮捕シ其ノ禍根ヲ斷ツ」と指摘してゐた。⁽⁵⁷⁾

さて同じ布告文中で注目すべき文言は、「聯合準備庫ヲシテ現大洋紙幣ヲ發行セシメタリト雖モ、奉票ハ奉票トシテ存置流通セシメ、現洋制度ニ改ムルモノニ非ズ」という箇所である。つまり、奉天票は廢止するのではなく、現大洋票と並

存させるといふ方針を明示している。これはすでに明瞭なものとなりつつあるように、奉天票自體が「補助貨幣」化したもとでその流通空間を承認することでもあり、從來の奉天票がつくりあげていた基軸的通貨としての流通空間を現大洋票に譲り渡す過度的段階を意味していたのである。

ここに、當時の遼寧幣制改革をめぐる次元の異なる二つの政策論理が示されていた。すなわち、對現大洋でも、對金票でも暴落している奉天票の價值維持およびその整理問題と、「紙幣減價の逆説效果」を利用した新兌換紙幣現大洋票の發行による基軸通貨の再編という二つの政策課題である。この二つの論理とその政策化過程が交錯しつつ展開したのが、一九二九年六月以降の現實であつた。當時日本側が「現大洋票ノ發行ハ、奉票相場釣上策ナリ」と判斷して、奉天票維持のための手段としてのみ現大洋票の發行をとらえていたのは、遼寧における本位通貨の交替の現實的可能性、つまり兌換券としての現大洋票の浸透による通貨統一という幣制改革への重要な第一歩を見失うものであつた。

3 現大洋票の發行と奉天票の並存——幣制改革からみた二重政策——

現大洋票の發行がただちに奉天票に代位したのではない。かなりの期間並存するのは當然のことであつた。

六月七日、翟文選省長は金融維持會議において、「奉票ヲ以テ金融ノ本位トナス」「奉小洋〔銅元票〕四八元ヲ以テ現洋一元トナス」「取引ハ奉票ヲ標準トシ、金票、現洋建貨物購入ノトキハ支拂勘定相場ヲトルヘシ」「現洋ノ出境及商民ノ巨額ノ現洋手持ヲ禁止ス」などの一二項目にわたる方針をとりきめた。⁽⁵⁸⁾この内容は、奉天票を「金融ノ本位」とか「取引ノ標準」とすることに示されるように、今までの奉天票の本位通貨としての地位が一舉になくなるのではないことを強調するものであつた。また、實際にはなお事實上の補助通貨として銅元票が流通していたわけで、六月段階にあって、奉天票はその暴落にもかかわらず、廣範な社會的基盤を保持していたとすべきであらう。

したがって當然のことながら、從來どおり奉天票の暴落を阻止すべく各商戸（錢鈔業者）に巡警を配置し、「嚴重ナル

監視」を實施し、「金票トノ交換ヲ禁止」する措置がとられることになる。⁽⁵⁹⁾新たに現大洋票を發行したもとで、なおこうした非經濟的な強壓政策がとられる理由は、現大洋票が發行されたばかりの段階で本位通貨としての機能をもちえない状況にあったことを反映したものとえよう。

他方、新兌換券現大洋票の浸透を促進するための対策も準備されつつあった。六月一八日の省政府布告「遼寧省城金融管理及現金出境禁止章程」(財政廳長張振鷺の各縣政府軍警機關宛)はその重要な一環であつた。⁽⁶⁰⁾

まず第一に、四行號準備庫成立後は、「爾餘ノ外埠銀行發行ノ兌換紙幣ハ即時回收スヘク、市面ニ流通ヲ許サス」とし、遼寧における發行券の一元化を圖ろうとしていた。日本側金票や瀋陽における中國・交通兩銀行の現大洋票などを排除する意向を表明していたのである。

第二に、通貨發行權をもつ銀行號が「現洋紙幣ヲ發行セントスルトキハ、均シク準備庫ニ加入スヘク、單獨ニ發行スルヲ得ス」と規定したうえで、「但シ邊業銀行ノ既發現洋紙幣ハ此ノ限りニ在ラス」と例外規定を與えていた。遼寧における通貨發行權を準備庫に一元化しようとする方針にもかかわらず、張作霖以來の張家の機關銀行と稱された邊業銀行の役割を特例として承認していた。

從來、この例外規定の評価をめぐっては次のようにとらえられてきた。すなわち、一カ月前の五月一七日に成立した「準備庫暫行章程」にいう、すべては準備庫を通して通貨が發行されるという原則が、例外規定によって「準備庫成立の意義は著しく減じた」とするものであつた。⁽⁶¹⁾この評價は、すでに同時代的分析にもあり、「邊業銀行、事實上ノ脱退ハ更ニ本制度ノ價值ヲ没却ス」「聯合準備庫ハ東三省官銀號ノ傀儡ナリ」といわれたり、「準備庫成立後約一箇月餘りにして有名無實のものとなり、各行勝手の行動〔それぞれが現大洋票を發行〕を爲してゐる」とされていた。⁽⁶²⁾ごく最近の分析でも、東三省官銀號を除く三銀行の準備庫に對する消極的態度と、東三省官銀號自身の信用確保のために準備庫を利用した経緯から、一九三〇年後半から「準備庫の存在は次第に有名無實となつていった」とし、實際、三一年中頃には遼寧省金

融管理委員會が省政府に準備庫の閉鎖を申請していたことをもって、その有名無實の證左としてゐる。⁽⁶³⁾

しかし、準備庫がたとえ官銀號の奉天票濫發による信用失墜をカムフラージュし、準備庫としての統合的機能（共同信用機能）が發揮されていなかったとしても、また、數年後にその閉鎖がいわれたとしても、奉天票に代位する兌換紙幣が遼寧の四行號金融機關によつて統合發行されたことの幣制改革上の意味は減じないであらう。あるいは、準備庫設立が「幣制統一完成という視點から行なわれたものではなかった」にしても、⁽⁶⁴⁾準備庫内の各銀行號が「勝手の行動」をとつたにしても、それと、上述の紙幣インフレーションを終東させる現實的可能性をもち、奉天票に代位しつつあつた現大洋票が、遼寧地域社會でしだいに流通手段としての信認を擴大させていったことは區別される必要がある。この過程を幣制統一への前提條件として位置づけることが重要であらう。通貨の統一という意味での共同信用機構を準備庫にのみ求める評價は、この歴史的段階における準備庫設立の劃期性を見失うことになると思われる。特權的な發券銀行が複數存在することはこの段階にあつてはむしろ當然であり、政治勢力がそれぞれに結びついていたのである。この點は、一九三五年一月の國民政府による幣制改革にあつても中央・中國・交通各銀行が「法幣發行權」をもつという非一元的性格を刻印されていたにもかかわらず、幣制改革の劃期點であることの評價は變わらないのと同じである。⁽⁶⁵⁾

次表に示されるごとく一九三〇年七月以降、現大洋價格に換算した奉天票流通總額は、現大洋票の總額を下まわる傾向をみせ、奉天票は事實上補助通貨化し、現大洋票が本位通貨として混合流通するにいたつてゐる。現大洋票は約一年にして遼寧地域社會の信認を得て本位通貨の地位を確立したのである。

さて第三に、兌換準備比率が、現金七割以上と比較的高く設定され（この比率は一般的には六割位とされていた）、現大洋票と現大洋とは「同價格ニ通用シ、打歩ヲ附スルコトヲ得ス」として、法定價格の維持を圖つていた。⁽⁶⁶⁾

第四に、準備庫發行の兌換紙幣は、準備庫に加入した各銀行號から無制限に爲替取組をおこなうとした。しかし同時に、「市面金融ヲ安固ナラシムル」ために、「一切現金ヲ販運シ省城境ヲ出ツルコトヲ禁止スル」と規定することによつ

〔第5表〕 {奉天票(滙兌券)} 各月末流通額(現大洋換算による)
現大洋票

	奉天票(萬元)	現大洋票(萬元)		奉天票(萬元)	現大洋票(萬元)
1929年1月	5,569	115	6	2,229	2,211
2	5,553	118	7	2,184	2,269
3	7,454	118	8	2,167	2,502
4	4,826	95	9	2,249	2,717
5	3,987	143	10	2,185	3,209
6	3,032	333	11	2,265	3,938
7	2,840	535	12	2,353	5,216
8	2,559	809		奉天票(萬元)	現大洋票(萬元)
9	2,578	1,164	1931年1月	2,536	5,494
10	2,443	1,359	2	3,093	5,906
11	2,710	1,590	3	3,281	5,793
12	3,045	1,967	4	3,219	5,030
	奉天票(萬元)	現大洋票(萬元)	5	3,146	4,434
1930年1月	3,137	2,165	6	2,966	4,450
2	2,872	2,139	7	2,550	4,241
3	2,765	2,124	8	2,081	4,006
4	2,493	1,981	9	1,981	3,848
5	2,433	2,055			

出典：『滿洲各種紙幣流通額統計表』滿鐵經濟調査會，第四部，1935年，pp. 8—9.

て、事實上の兌換制限を敷いていた。⁽⁶⁷⁾これに違反するものは取締の對象となつたのである。

以上のごとく、現大洋票の社會的信認を得るための施策が出されていたが、他方では奉天票の暴落(六月二五日、對金票七九〇元となる)阻止對策も強化せざるをえない事態をむかえていた。「官府ノ權力ヲ以テ、納稅ヨリ一般商家ノ取引等、總テ奉票ヲ本位トセシメ、違反者ハ假借ナク處罰シ以テ奉票ノ暴落ヲ阻止スルコト」としたのである。⁽⁶⁸⁾

かくて現大洋票の浸透政策と、奉天票維持政策という二重政策の同時的推行が展開す

ることになる。

六月二十四日附「遼寧省政府布告第十三號」において「奉票維持辦法（四條）」が出されたのも、そうした二重政策のあらわれであつた。⁽⁶⁹⁾

第一條は、奉大洋五〇元（奉小票六〇元）を現大洋一元とする固定價格にし、官銀號は爲替取組に應ずるものとした。

第二條は、省庫の賦課税捐徴收機關は現大洋建とするが「一律ニ固定價格ニ按シ、奉票ヲ徴收シ、現洋ヲ徴收スヘカラス」と規定した。

第三條は、商人の交易、私人の賣買は「一律ニ固定價格ニ按シ、奉票ヲ使用スヘシ」。

第四條は、爲替基金のために第一次卷煙草統稅公債として現洋二〇〇〇萬元を發行し、奉天票により發賣する。

この維持辦法は、現大洋建値による奉天票の使用という奉天票の流通手段機能を維持する點に最大の眼目があつた。いわば、現大洋票が貨幣としての價値尺度や支拂手段機能を信認されつつあるなかで、現大洋票がまだ奉天票のような流通手段機能を十分には擔いえない段階の過渡的性格をこの維持辦法は反映していたのである。當時、瀋海線のターミナルであつた海龍における地方經濟と通貨狀況を傳えた報告も、二九年春以來露店商人にいたるまで現大洋建値でその日の相場にもとぎ奉天票を收受している狀況を述べ、鐵道沿線では今まで奉天票のみ流通していたのが、最近では三割の現大洋流通があるという。しかし地方社會全體としては「通貨トシテノ奉票價値ハ容易ニ之ヲ失フモノニアラス」と結論づけていた。⁽⁷⁰⁾これも、奉天票の流通手段機能がなお保持されていたことのあらわれであらう。

三 遼寧幣制改革への胎動——「現大洋票本位制」への移行——

1 遼寧における本位通貨「現大洋票」の成立——一九二九年秋—三〇年春——

一九二九年秋にかけて、他方では中東路回収問題に端を發した對ソビエト戰爭を展開するということ事態にもかかわらず、一月に入っても奉天票の對金票價格は七一〇〇元前後の相場に安定していた。その理由は「奉票カ流通性ヲ失ヒ、特產ノ買占ハ殆ト大部分現銀若ハ現大洋票ヲ要スル實情」になつたからである。⁽⁷¹⁾すでに現大洋票は特產物購入という點での流通手段機能を擔いはじめていた。

東三省官銀號は、もはや奉天票増發による軍事費の補填や特產物買占という財政的暴力の行使を意のままに行えなくなつていた。新たな基盤のうえに新たな蓄積メカニズムを創出する必要が増大していた。張學良も官銀號の持ついた多元的機能の分割をはからざるをえなくなつていた。今後、官銀號の附屬事業の典型であつた「特產ノ賣買行爲ヲ嚴禁」し、その必要性が生ずれば「公濟棧ヲシテ之ニ當ラシムル事」を指示していた。⁽⁷²⁾官銀號の機能を限定しつつ、他にその機能の一部を委譲することによって新たな蓄積メカニズムを模索してゐたといえよう。

また、東三省官銀號そのものに關しては、國民政府の地方政權に對する支配力強化という點でひとつの爭點を生んでゐた。⁽⁷³⁾國民政府側は、財政統一のために中央銀行支店を遼寧に開設し、國稅の中央管轄化と中央銀行紙幣の流通を企圖した。⁽⁷⁴⁾張學良の立場としては、この問題は易幟以來豫測された事柄であり、地域權力の地方政府化に伴う不可避的課題として受けとめられていたはずであつた。

しかし、現實問題としては官銀號の國庫事務が中央に吸收され、紙幣發行權はもとより「已發紙幣モ回收」されかねず、一五にのぼる附屬事業も經營の存續が問われることになる。⁽⁷⁴⁾これらはまさに、張作霖以來の東北地域權力維持のため

の構造的特徴から生ずる矛盾であつた。中央政府との政治的合流の結果、地方政權としてどのように再編成されるのかという矛盾と、それへの對應が求められていた。

遼寧における幣制改革とは、易幟後の中國の政治的「中樞」からの壓力に對抗する、「周邊」自身の自律的な金融的凝集の表われでもあつた。現大洋票の發行は「中央ノ銀行券發行」に對抗する意味がこめられていたともいえる。事實、國民政府側の中央銀行開設要求はその後も繰りかえされてゐた。ただ、奉天票という周邊部固有の通貨の回收のための二〇〇〇萬元公債發行については、中央財政部を通じて國民政府令によつて一〇月一日「民國一八年遼寧省整理金融公債條例」が公布され、むしろ中央との結びつきを強めていた。⁽⁷⁶⁾ こうした個々の局面での相互反撥と相互吸引を通して全體としての地方政權化への過程が進行してゐたと理解できよう。

こうした文脈において官銀號を位置づけると、二九年秋の段階で本位通貨としての流通手段機能を擔つた奉天票の發行はひとつの轉換をとげ、現大洋票にその役割を譲ることになつたのである。

もちろんその過程は矛盾に満ちたものであり、とくに奉天票増發によるファイナンスが困難となり金融の逼迫を生みだし、「商民多數」の倒産という事態を招いてゐた。省政府側も城内銀行團とともに低利貸付を実施したが、その訓令のなかで商工總會に次のように指示してゐた點は注意してよい。つまり、一般商人に對し「我國銀行團ヨリ貸出ヲ受ケ、絶對ニ日本側銀行又ハ資本家ヨリ金票ヲ借受ケサル旨通知」すること、また、日本側金融勢力の進出という「經濟的ノ侵略ハ、堅甲利兵ニ勝ルコト」を周知させる、と。⁽⁷⁶⁾ この民族主義的政策はこの段階における民族主義的中央政治との相互浸透的あり方を示しているが、この傾向は一九二〇年代半ば以來の東北地域社會の底流によつても増幅されてゐた。日本側が依然として奉天票暴落にのみ注目してゐた地方政府の幣制政策の内實は、すでに民族主義的金融幣制改革の方向へと傾斜してゐた。一二月の商況不振に對して準備庫自體が救済基金の貸出しと、そのための「庫券一〇〇〇萬元増發」をおこなうことになつたことについても日本側はなお準備庫券（現大洋票）もやがて「奉票ト同様暴落」するのではないかとする商

民の警戒感を肯定的に傳えていたのである。⁽⁷⁷⁾

遼寧における金融幣制環境の構造的變動は、一九二九年後半期を通じて、「華商一般カ永年ノ習慣ヲ脱シ、總テヲ銀建ニ改メタ」點にあつた。⁽⁷⁸⁾そこから現大洋を兌換準備とした現大洋票の信認が得られつつあつた。『東三省金融整理委員會報告書』によれば、「奉票の流通は已に末路に達し、稅收及一般官署に於て尙行使するを除くの外、奉票の流通は漸次縮少せられ」行使範圍も限定されるようになっていったのである。⁽⁷⁹⁾

2 地方的幣制改革の展開と經濟環境

世界恐慌のもたらした銀價の低落は、現大洋そのものを約二割方減價させた。現大洋の對金票レートも下落しはじめた。物價も三〇四割の騰貴を示していた。世界的銀相場の下落は「銀本位ノアラユル華商ノ大打撃」となりつつあつた。瀋陽城商界の長老たちは「最近市面の不況は數十年來未曾有」のものと述べていた。現大洋票の對現大洋交換にも、打歩がつき（たとえば遼陽では現大洋一元につき〇・〇三元）、省政府は禁止命令を出していた。⁽⁸⁰⁾

一九三〇年に入り、遼寧省政府レベルの幣制改革にむけての政策は、不況の進行する條件のもとではあつたが、かなり系統的なものとして展開していた。

二月上旬の金融整理會議では、熱河省を含めた東北四省の銀行號が金融整理に責任をもち、「吉林官帖及熱河興業紙幣並に奉天票の發行を中止」し、やがては東北四省の統一新紙幣を發行すること、そのために「東北金融整理監察委員會」を組織する方針を決定していた。

さらに、三月下旬の東北四省金融統一會議では、まず、遼寧省の金融整理計畫に倣つて、四省の幣制を「現大洋ヲ以テ本位トシ」、既發行の地方紙幣は借入金によって「一律ニ回收」し、さらに東三省官銀號を中央銀行に改組して「國庫を統轄セシムル」ことなどが議決された。⁽⁸¹⁾

ここでいう現大洋本位制や、官銀號の中央銀行化の提言は、從來からの奉天票維持政策や國民政府からの中央銀行の支店開設要求を引き延ばす對策といった範圍を超えて、統一新紙幣による通貨統一という管理通貨制度への傾斜を含んでいたとみることができる。なぜなら、國內（この場合は東北四省地域）通貨體制の管理化への端緒としては、すでに、一九二九年半ば以降銀準備が準備庫という通貨當局に集中され、次いで通貨供給量の管理をたとえ初歩的であれ政策的に操作する機構として準備庫が誕生し、同時に金融諸機關と行政機關によって金融維持會議が恆常的に開催されはじめていたからである。他方で、東北地域外との關係は通貨的には、あたかも國際決済關係を想定しうるがごとく、銀移出制限や禁止、その價格統制などが爲替取組と連攜するものとしてとりあげられていた。

東北地域の金融市場は、もちろんその資本主義發展の水準に規定され、官銀號による公開市場操作などを生みだしてはいなかったが、紙幣發行量の操作とその管理という「管理通貨システム」を形成させる段階に到達していたといえよう。その一般的通貨的基盤は、現大洋票による通貨統一にあり、三〇年三月の調査では、瀋陽における奉天票の現大洋換算總額を上まわる流通量をもつにいたっていた。⁽⁸²⁾奉天票は「最近全く現大洋票の補助貨として通用さるることによって辛ふじて其地位を保ちつつある」状態となっていた。⁽⁸³⁾前掲第5表からみて轉換點が三〇年六七月にあることは明瞭であろう。そして、七月一〇日、臧式毅遼寧省政府主席は、張學良を委員長とし自らを副委員長とした金融整理協議會開催のための準備會議を召集した。吉林や黑龍江省の財政廳長を含む財政金融行政諸機關と各銀行號の首腦が委員に任命された。その協議事項には、金融整理（通貨統一）と雜幣回收の方法、金票ポイコットと銀價の引上げ策、東北各銀行號の改組方法、銀貨發行と輸出禁止、商民に對する不況救済補助基金貸與辦法、軍政機關の各銀行號基金亂用制限の方法などが含まれ、さらに臧式毅省主席らは「東北四省金融整理辦法」を制定し「通貨ハ金本位、或ハ現洋本位」とする方針を提議した。⁽⁸³⁾

こうした新たな金融幣制政策が議論されたのは、當時、中國側各地商工總會から出されていた銀價低落金價高騰による

經濟不況對策要求に應えるためでもあった。たとえば、七月上旬の東三省商工聯合會では、「金紙幣（ただし兌換は銀幣）の發行」が要求されていた。⁽⁸⁴⁾ あきらかに、地方的幣制改革への政策的對應がなされつつあったのであり、基本的には幣制改革の三條件である通貨統一、銀あるいは金準備、中央金融機關創設が豫測され、少くとも通貨統一と銀準備は現實化していたと評價できよう。

すでにふれたように三〇年半ばには法定通貨としての地位を築いた現大洋票の信認を基礎にして、東三省官銀號總辦魯穆庭は七月「小額現大洋紙幣五〇〇萬元」を發行した。券種は一元、五角、二角、一角の四種で、小額紙幣をもたなかった現大洋票にとって更に一步地域經濟に浸透しうる條件を獲得した。たとえば、瀋陽で流通する小額現大洋票は邊業銀行の一角票のみであって、「一般の小額取引には主として奉票が使用されてゐる状態」であつたからである。⁽⁸⁵⁾

ところで、九月一八日、張學良邊防軍總司令は展開中の中原大戰において、蔣介石支持を意味する軍事的關内進駐を通告した。東北軍の關内進駐により反蔣連合は瓦解し、一〇月下旬までに東北軍は平津地區、河北、察哈爾兩省を支配下に置くこととなった。張學良は一〇月九日、中華民國陸海空軍副司令に就任した。國民政府の一地方政權としてであつたが、二年四箇月前に張作霖が北京を引揚げて以來、東北軍は再度北平・華北に駐留した。⁽⁸⁶⁾

財政的負擔をめぐって、一〇月一二日、財政金融協議會が開催された。「奉軍出動以來の財政状態」に鑑みて、現大洋票の増發や、遼寧省庫の邊業銀行による管理などが協議され、とくに幣制政策としては官銀號と交通・邊業兩銀行による「三聯銀行」が兌換券を發行する構想が出された。資本金二〇〇〇萬元は「今回、南京政府ヨリ東北軍出動費トシテ送付シ來ル二千萬元」を充當するといわれた。もちろんこのプランは實現しなかったが、東北軍の關内進駐に伴い現大洋票の流通區域が天津をはじめとして擴大することになった。新發行券には「天津」と印刷し、新規大洋票五〇〇萬元が増發された。一二月上旬には、東三省官銀號が河北、察哈爾兩省の國稅收入を管理するとともに、兩省で「天津字現洋券」を流通させるとしていた。他方遼寧省にあつても市況不振の打開を圖るべく現大洋兌換券一〇〇〇萬元を官銀號から發行する

ことが公表された。理由は「新穀、市場ニ出廻ハリ、尤モ紙幣ノ不足ヲ感」じているからであつた。⁽⁸⁷⁾

このようななかで、二月二七日、遼寧省政府は「遼寧省管理金融暫行章程」の改訂を訓令公布し、聯合準備庫と邊業銀行しか發行權をもたなかつたものを官銀號にも、現大洋票發行權を與えた。現大洋票の調達困難という理由により官銀號は獨立した發行權をもつことによつて、準備庫のような兌換準備率（七割）の拘束を受けないことになつたのである。また、現大洋の販出出境禁止については、省城區域を瀋陽市區と商埠地と規定することによつて、滿鐵附屬地への搬出は法的に出境とされた。⁽⁸⁸⁾この改訂章程は、一年半來の新たな幣制形成へのひとつの到達點であつた。なぜなら、改訂章程公布の一週間前、遼寧省主席召集の會議で、「金融管理委員會」を設立し「省下各銀行號の貸出、及び紙幣發行の事務を管理」し、また「日本金票の排斥方法を講究」することが議決されていたことからみて、何らかの形で影響があつたと考えられるからである。この頃日本側に入つていた情報でも、臧式毅省主席が次のように述べていた。すなわち、「現今、東北省、金融混亂ノ原因ハ、奉天城内各銀行號ニ於ケル種々紙幣印刷亂發ニ因ルモノ」であるから、「官銀號及邊業銀行ヲシテ、最信用アル紙幣」を發行させる必要がある、と。⁽⁸⁹⁾

このような動向は、現大洋票による通貨統一が一九三〇年を通じて現實のものとなるなかで、更に幣制改革を確實なものとするための對應であつたとみることができると、三〇年一月二五日附で東北政務委員會に提出された、東三省金融整理委員會委員長臧式毅らの『東三省金融整理委員會報告書』が遼寧幣制改革にとってどのような意味をもつていたのかについてふれる必要がある。

3 遼寧幣制改革論の射程距離——『ケメラー報告書』と『東三省金融整理委員會報告書』——

まず、この『東三省金融整理委員會報告書』に最も影響を與えた『ケメラー報告書』に言及する必要がある。

ケメラー (Edwin W. Kemmerer) を代表とする財政使節團 (Commission of Financial Experts) は一九二九年二月南京に

赴き、「財政部甘末爾設計委員會」として財政金融改革案の策定に従事し、それは國民政府宋子文財政部長宛に一九二九年一月一日提出され、三〇年三月末に財政部から公表された。⁽⁹⁰⁾

ケメラはその目的を、「中國通貨の安定と經濟狀態改善」によって「我が國（アメリカ）、とりわけ西海岸地域と中國との貿易關係の改善」をはかることだと述べていた。ケメラはフーヴァー大統領に支持されており、東部大金融業・大企業勢力を代表するウォール街の「信用調査役」でもあり、中國での調査とその改革構想はアメリカの對中國貿易と投資擴大のための「通貨面からの前提條件整備」という性格をもつものであった。⁽⁹¹⁾

ケメラ報告書に盛りこまれた中國における通貨狀態分析とそれにもとづく幣制改革論をみておこう。

まず、「通貨改革案及び附屬報告書の摘要」の冒頭にあるように、「中國の急務たる通貨改革は、現在の紊亂せる通貨（confused currencies）に代ふるに、統一且全國に行き互る通貨を以てすること、及び金本位制度を創設すること、の二者に存す」という認識から出發する。⁽⁹²⁾ とくに中國の「銀本位制」は、貿易や政府財政に大きな障害となっている。したがって、幣制改革の骨子は、金本位制に適合した制度を漸進的に各省ごとに順次採用することにある。ただ金本位制といつても「實際に流通する金貨」を發行するのではなく、「銀孫」（*Shen*）という信用銀鑄貨（一九年一〇月段階で銀孫一元は純金六〇・一八六センチグラムに相當し、アメリカ通貨換算四〇セント、イギリス七・七二五ペンス、日本〇・八〇二五圓になる）を發行し、兌換請求に對しては對外爲替において金と無制限兌換とする「金爲替本位制」（*Gold Exchange Standard*）であった。さらに中央銀行を中央準備銀行に改組し唯一の兌換券發行銀行とし、各種の舊紙幣回収を實施する。そして幣制改革方式をめぐっては、二段階改革案（間接案と呼ばれる、銀貨本位制によって統一してからその後に金本位制に轉換する方式）を批判して直接的に金本位制への移行を主張した。⁽⁹³⁾ ケメラの金本位制への直接改革案は、一九二九年という段階にあって、全世界的な金本位制（金地金本位制を含む）への移行という潮流のなかで、中國通貨改革の最終目標を金本位制に置くことが中國にとつても、アメリカにとつても利益になるというものであった。その意味で金（爲替）本位制という選擇肢は、世界恐

慌の本格的波及前夜という条件下でのひとつの「合理的」選擇であつたといえよう。

次に、ケメラ―報告書が東北地域の通貨状態をどのようにとらえていたかを確認しておきたい。この點は、東三省金融整理委員會の報告書にも影響を与えていたからである。

第一に、報告書は「中國の通貨は世界の如何なる主要國家に於ても見る能はざる最惡のものたること疑なし」と概觀しつつ、一九一四年の國幣條例による銀元鑄造を「中國國定通貨 (national currency system) の實現に向て、従前より更に一步を進めた」ものと評價し、他方では各省ごとの紙幣濫發による「通貨状態の紊亂」が指摘される。東北に流通する紙幣については「滿洲に於ける奉票、吉林官帖、黑龍江官帖、並に哈爾濱及び吉林銀元票は、滿洲の通貨をして恐らく全中國中、最惡のものとせり」と評していた。

第二に、中央準備銀行が金本位兌換券の發行權を獨占することを前提に、各省レベルの政治機關の保證、あるいはそれ自身の銀行の發行になるすべての種類の兌換券を流通より回収する。この回収の對象の典型は「奉票、吉林官帖、及びその他滿洲の價值下落せる兌換券」で、その他廣西、雲南の省銀行兌換券を指していた。⁽⁹⁴⁾

このような現状認識からみて、遼寧の奉天票は價值下落した紙幣の最も典型的なものであり、ケメラ―報告書では、東北での幣制改革はよほど困難であるという論調をおびていた。

しかし、これを承けて地方的幣制改革を企圖した東三省金融整理委員會は、逆に東北における幣制改革實施の有利性と可能性を見出していたのである。そのとらえ方の違いはケメラ―報告では、おそらく二九年半ば以降の現大洋票による通貨としての統合過程が進行していたことと、南京からみて周邊部である東北地域における從屬資本主義としての政治的經濟的凝集度を十分には認識しえなかったためであらう。

東北遼寧地域における本格的な金融幣制改革論が提起されたのは、一九三〇年三月二二日東北政務委員會第一一七次會議であつた。邊業銀行監査役甯恩承が「東三省金融整理委員會設立案」を提議し議決されたことによる。⁽⁹⁵⁾ 甯恩承の委員會

設立主旨説明によれば、東省は近七年来幣制の衰退のなかで「敵國の貨幣が日々増大し」省財政は困窮し、金融恐慌ともいふべき事態をむかえている。しかし、東省自體は物産豊かで國外貿易では出超であり、年に二億兩の利益をあげている。にもかかわらず、民は困窮し財政は枯渇している。今こそ西歐各國に倣い、整理委員會を組織し、東三省金融の整理方案と財政設計を研究すべきである、と。かくて、四月七日、遼寧省政府内で臧式毅を委員長とし、甯恩承を主任委員とする委員會活動が開始された。⁽⁹⁶⁾

約八箇月後に提出された報告書は本文三二六頁、附録八七頁におよぶ體系的金融幣制財政改革案であるが、ここでは現狀認識と改革論の主要な特徴のみをとりあげたい。⁽⁹⁷⁾

幣制改革論の中心課題である「本位問題」では、「東三省現在の貨幣は種類雜多、價值不同、發行機關不定、流通範圍錯綜し、混淆亂雜、實に制度として見るべきもの無し」(一頁)「其の混亂の狀態は殆んど全國に其の比を見ない」(七五―七六頁)ととらえたうえで、貨幣本位制度としての銀本位は、銀の價值下落傾向にあることや中國のみが銀を用いるのは國際決済に適さずとして斥け、金本位の採用を提議する。

その理由として、東三省の國際貿易において對外爲替の安定による利益を得られること、外國紙幣の主權侵害と金融擾亂を阻止しうること、東三省では現洋が少く紙幣流通が中心なので回収が容易であることなどがあげられ、金本位制採用が有利であるとする(五―六、九一―九二頁)。そして、全國的にみて東三省は「交通の發達、物産の豊富、國際貿易の巨額、輸出貨物の旺盛にして全國中商業の最も進歩せる區域」であるから、「先づ先に率先して金本位を採用實施するの地となすべきである」という(一一―一二頁)。

では金本位の具體的内容となると、「歐洲に於ける多數國家の幣制は實は一種の金地金本位、及金爲替本位の混合制」ともいふべきもので、「従前の金貨本位制」ではないから、金本位といっても「金幣を流通せしむることは宜しくない」と結論づけ(五―六頁)、國內的には「金本位價值を代表する銀幣を定め」、同時に海外大都市に金爲替基金を置き國內發

行の外國金爲替手形を決済回収することによって價值維持するものとしている（七〇、九九～一二三頁）。

この構想は、ケメラ―報告書の結論を踏襲していたが、委員會案はケメラ―案の直接的改革ではなく、現行の「銀幣」を承認しつつ、金本位紙幣の發行と金爲替の實施を推進するという「金銀并行を臨時的過渡的辦法」として、しだいに金爲替本位の單一體制に移行させるところに特徴があった。それは、東三省で「原來現銀元通用の習慣無」く、銀貨の鑄造は不必要であることから、金本位への移行も銀元券を一定の金本位法貨と交換すればよいと判斷するからであった（二〇～二二、一二三～二二〇頁）。

「遼寧省金融の改善」の第一歩は、東三省官銀號の改組による「遼寧省銀行」の組織化にあるとする。これは銀行であつて、官銀號のような「財政廳の一部」「糧行錢業經營機關」を兼ねるものではない。發行制度は、一九一四年國幣條例にもとづく現大洋を本位とする統一紙幣とし、現銀の輸出入は自由で、銀塊、銀貨、天津・上海向爲替手形による兌換に無制限に應じる（二六頁）。これは「銀地金兌換制度」あるいは「銀爲替本位制」ともいふべきであらう（二六四～二六八頁）。ここからは金本位制への轉換も容易で、あらゆる紙幣を金紙幣と交換するだけでよい（二六九頁）。もちろん、現實的には現行の奉天票回收が必要であるが、「奉票が既に其末路に至れるは、人々の共に認むる事實」なのだから、問題はどのように回收するか、換算率はいくらにするかという點のみである（二八、一六二～一六三頁）。通貨發行權の統一については、「既に咽下せる肉は反吐し難い」という理由で邊業銀行には從來の權利を認めざるをえないとし（二九、一七〇頁）、四行號聯合發行準備庫は「實際上、東三省官銀號が邊業銀行の紙幣を借用發行する場合に利用する一機關たるのみ」なのだから解消すべきである、と主張する（三〇、一七〇～一七一頁）。

「遼寧省財政問題」については、一九二八年以前は「財政廳、軍需處は山窮つて水盡くる毎に、官銀號より奉票を増發」してきたが、これを切りはなす必要があるとする（四一頁）。たしかに、二九年末においてすら、奉天票一五億三〇〇〇萬元の發行高で、省政府官署の對官銀號負債は一四億八〇〇〇萬元である。「二者の消長關係極めて顯然たり」といふ

状況にある。「東三省財政設計委員會」の設立を建議する理由にほかならない（二二六～二二八頁）。

以上のごとく『東三省金融整理委員會報告書』は、かなり詳細に、遼寧の金融通貨状態と幣制改革の方向性をあきらかにしていた。その民族主義傾向もきわめて明瞭で、全篇に「外國銀行の紙幣が國內に流通するは、本來、主權の侵奪である」とする論旨が貫かれている（二二八頁）。その意味で、遼寧幣制改革論としての『報告書』は、世界恐慌の波及のもとで、日本の政治的經濟的浸透に抵抗する張學良政權の民族主義的再編に照應した通貨的基盤整備構想であった。しかし、その構想を提起しえた基盤には、すでに事實上の幣制改革の一環を構成している現大洋票による通貨統合の過程が進行していたことを忘れるべきではない。

む す び

世界恐慌の深刻化のなかで諸列強は「金本位制」を放棄し、一九三〇年代前半期には「管理通貨制」の導入がなされていた。中國でも同時期、銀價の暴落や、アメリカ政府の銀買上げ政策の急展開といった激動のなかで、三三年四月廢兩改元による銀貨本位制を採用するにいたった。その銀貨本位制も數年にして三五年一月には對外爲替を基礎とした管理通貨制度（法幣改革）への急速な移行がなされた。⁽⁹⁸⁾

これをケメラ報告書の段階と比較すると、ケメラが豫想していた以上に世界の通貨システムが大轉換をとげたことを意味しており、そうしたもとはじめて中國においても管理通貨制度への移行が可能であったとすることができ。なぜなら、三〇年代前半になって、中國にとってはケメラのいう金本位制への移行という選擇肢以外に、對外爲替を基礎とした管理通貨制度という新たな選擇肢が與えられたからである。結果からみれば、ケメラ報告書にいう間接案の方向で、まず廢兩改元による銀貨本位制を實現し、その約二年半後に管理通貨制度としての法幣發行という大轉換を實現することになった。國民政府の幣制改革政策は、まず銀元による通貨の統一をはかり、その後、中央・中國・交通三銀行に紙

幣發行權を與え、その法幣を對外爲替によつて擔保し、銀元回收を實施する過程をたどつた。

このような視點からみると、東北地域という限定された、また時期的には先行して行なわれた事實上の幣制改革の歴史の意味が問いなおされる必要がある。

すなわち、遼寧での現大洋票發行という地域的特性は、銀元の流通がほとんどみられないもとの制限的銀爲替による兌換保障が一般的信認を得ていた點にあり、事實上、現大洋票が法貨として強制通用力を與えられ、準國家紙幣的機能と實體を擔つていたのである。その特徴は第一に兌換券とされながら、通貨當局に準備集中された銀貨がコントロールされるという意味で事實上の不換化の方向に傾斜しつつあり、また第二に、通貨供給の初歩的管理機構（聯合準備庫、東三省官銀號、邊業銀行と省財政廳による金融維持會議など）が形成途上にあり、第三に、現大洋票の對現大洋レートを公定價格として設定していたことに示されている。通貨システムとしては、全體として管理通貨的性格をもちはじめていたとみることができよう。

とするなら、一九二九年半ばを轉換點とした奉天票の事實上の補助貨幣化と、現大洋票の本位通貨化は、その後の國民政府による幣制改革の全過程を濃縮して先驅的に表現していたとみなすことができる。東北遼寧の地域的特性そのものが、短期間に管理通貨としての現大洋票を生みだす前提條件となつていたのである。日本側の編纂になる『滿洲中央銀行十年史』が「世界通貨史の一奇蹟」と自負するほどに「短期間に紊亂した通貨制度の統一を實現」しえたのは、すでにその歴史的前提が、まさに張學良政權下の三年間に蓄積されていたからにはかならない。

二〇世紀における中國東北地域は、大豆經濟を媒介に一舉に資本主義世界システムに組みこまれ、「周邊」に位置づけられたが、一九二〇年代を通じた從屬的資本主義化の過程は、政治的にみて中國近代ナショナリズムを共通の基盤とした國民政府との合流を生みだすとともに、張學良を中心とした權威主義的かつ民族主義的政治體制の樹立は、東北全體の新たな資本主義發展の段階を誘導する役割を果しつつあった。現大洋票發行はまさに通貨面におけるその表現にかならな

い。「周邊部における自律的政治主體」の凝集度がそのことによってでも推定しうるであらう。⁽¹⁰⁰⁾
 そして、「滿洲事變」は、この東北における從屬的資本主義發展の表われとしての遼寧幣制改革の進行とその到達點を、つまり、現大洋票による通貨統一過程を、その經濟的政治的基盤から斷ち切り、軍事的に接收するという性格を内包していたのである。⁽¹⁰¹⁾

附記・黑龍江・吉林兩省における「哈大洋票」については別稿を用意している。

註

(1) 奉天票の通貨としての性質については本稿第二節第1項を參照。一九二〇年代後半期に流通していた奉天票の種類は次のとおり。

奉天官銀號滙兌券(奉大洋票、一二大洋票)

一元、五元、一〇元

中國銀行券(同右、同右)

一元、五元、一〇元

交通銀行券(同右、同右)

一元、五元、一〇元

奉天公濟平市錢號銅元票(奉小洋票)

一〇枚券、二〇枚券、五〇枚券、一〇〇枚券

一般的に奉天票とはこれらすべてを指すが、一九二六年一月奉天省長布告によって、銅元票一二元に對して大洋票一〇元という法定交換比率が定められたので、大洋票を「一二大洋」とも呼ぶ。奉天票についてのすぐれた概観は齊藤善夫『奉天票の研究』正隆銀行調査課、一九二八年九月、をみられた。また、Suleski, R., *The Rise and Fall of the Fengtian Dollar, 1917—1928, Modern Asian Studies*,

Vol. 13, Part 4, Oct. 1979, を參照。

(2) 黒田明伸「清代銀錢二貨制の構造とその崩壞」『社會經濟史學』第五七卷第二號。また、足立啓一「清代前期における國家と錢」『東洋史研究』第四九卷第四號、參照。

(3) 『東三省金融整理委員會報告書』(全一冊)、一九三二年五月、八〇、八一頁の閒、附錄16(2)に依る。

(4) 出典はいずれも、同上書所收のものによる。ただし、物價上昇率は一九二六年を一〇〇としてくみかえた。

(5) 飯島幡司『支那幣制の研究』有斐閣、一九三七年一月、三〇四〜三七頁。石毓符『中國貨幣金融史略』天津人民出版社、一九八四年、二七九〜二八四頁。

(6) 荒木光太郎『滿・支幣制改革問題』改造社、一九三六年、一二頁。

(7) 峰谷輝雄奉天總領事代理→田中義一外務大臣、昭和三年一月七日。外務省外交史料館藏『中國ニ於ケル貨幣及幣制關係雜件、奉天票關係』E、1、4、0、2—2 所收。以下同

じ。

(8) 關東廳取引所規則第一條「關東洲及南滿洲鐵道附屬地内、

必要と認むる地に取引所を設置す、取引所は關東長官の管理に屬す」にもとづき、一九二〇年に開設された。一九一六年

開設の關東取引所とともに奉天票相場の中心をなす。齊藤征生『在滿日本取引所に關する諸課題』滿鐵庶務部調査課(滿鐵調査資料第九七編) 一九二九年三月、一〇六—一〇七頁、一三一頁。

(9) 「奉天票慘落ト其原因」(秘) 滿鐵奉天公所長鎌田彌助↓情報課長、昭和三年一月一四日。

(10) 「劉省長金融維持方策を讀す」奉天商業會議所調査課『奉天經濟旬報』第三卷第二號(一九二八・一・一五)、二頁。以下『旬報』と略す。

(11) 『奉天日日新聞』昭和三年一月一四日。

(12) 「支那官吏ノ俸給ト物價對照」關東廳警務局長↓外務次官他、昭和三年一月二五日。「奉天票暴落ニ關スル件」岸田英治

治莊領事↓田中義一外務大臣、昭和三年一月二八日。

(13) 「當地支那商ノ舊正倒産狀況ニ關スル件」蜂谷輝雄奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年二月二二日。「奉票ノ激變ニ依ル勞働爭議ニ關スル件」蜂谷↓田中、昭和三年四月二日。「靴工一千名罷業」『旬報』第三卷第九號(一九二八・三・二五)。

(14) 「奉天票慘落影響ニ關スル件」田中莊太郎鐵領領事↓田中義一外務大臣、昭和三年二月三日。

(15) 奉天票の下落と大刀會については、拙稿「南京政權形成

期・東北地域政治と民衆運動」『現代アジアにおける地域政治の諸相』大阪外國語大學アジア研究會、一九八四年。

(16) 「奉天省長ノ金融維持取締訓令ニ關スル件」蜂谷輝雄奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年二月一三日。

(17) 「奉票維持ニ關スル劉省長ノ佈告譯文」滿鐵奉天公所長鎌田彌助、昭和三年二月一六日。

(18) 「奉票暴落ト其影響並支那側ノ對策ニ關スル件」蜂谷輝雄奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年二月一八日。

(19) 「往電第八七號ニ關シ、第一〇五號ノ一(極秘)」蜂谷輝雄奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年二月一〇日。

(20) 「支那側ノ奉票維持宣傳ニ關スル件」蜂谷輝雄奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年三月二九日。

(21) 「四月中奉票相場ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義一外務大臣、昭和三年五月一〇日。「五月中奉天相場ニ關スル件」林↓田中、昭和三年六月二二日。

(22) 「奉省金融整理公債發行條例發布」關東廳警務局長↓外務次官他、昭和三年四月二八日。「奉票整理公債發行ニ關スル件」中野高一郎家屯領事代理↓田中義一外務大臣、昭和三年五月一五日。「奉天票整理公債」『旬報』第三卷第一三號(一九二八・五・五)。「公債反對の協議」『旬報』第三卷第一四號(一九二八・五・一五)。

(23) 「中國交通兩銀行券ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義一外務大臣、昭和三年六月一八日。

(24) 「六月中奉票相場ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中

義「外務大臣、昭和三年七月九日。「現大洋の換算率、七月分標準相場二三元（六月から二元低落）」『旬報』第四卷第一號、一八頁。

(25) 「滿洲財界狀況」關東廳長官↓内閣拓殖局長、昭和三年六月二十四日。「金融維持協議會、六月二十六日、張學良開催」『旬報』第四卷第一號（一九二八・七・五）、一一～一二頁。

(26) 大連商工會議所「滿洲ニ於ケル幣制改革ニ關シ對策講究ノ件説明書」一九二八年一月、五六～五七頁。「奉票整理ノ辦法」『旬報』第四卷第五號、五～六頁。

(27) 「七月中奉票相場ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義「外務大臣、昭和三年八月九日。森島守人奉天總領事代理↓田中義「外務大臣、昭和三年九月五日。「八月中奉票相場ニ關スル件」森島↓田中、昭和三年九月一二日。

(28) 「金融維持策、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年九月一日。「奉天省長ノ金融維持取締ノ訓令ニ關スル件」岸田英治牛莊領事↓森島守人奉天總領事代理、昭和三年九月一三日。『旬報』第四卷第八號（一九二八・九・一五）、三～七頁。

(29) 「支那側ノ金融維持對策、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年九月一三日。

(30) 「奉天省ノ金融維持對策、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年九月一五日。

(31) 「奉票維持策、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年九月二八日。

(32) 「奉票維持ト金融攪亂者取締、秘」關東廳警務局長↓内閣

拓殖局長他、昭和三年九月二〇日。

(33) 「邊業銀號業務擴張計畫、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年九月二八日。「邊業銀行の移動」『省庫の管理移轉』『旬報』第四卷第二號（一九二八・七・一五）、五～六頁。なお、韋錫九「東北邊業銀行始末記」『文史資料選輯』第三五輯、中國文史出版社、一八二～一八三頁を参照。

(34) 「銀行團金融會議」『旬報』第四卷第一五號（一九二八・一一・二五）、三頁。「金融維持會議」『旬報』第四卷第一七號（一九二八・一二・一五）。一一頁。武井良介「現大洋票に就て」『橫濱正金銀行頭取席調査課、通報號外第四〇號、行外秘、一九三二年五月、七頁。

(35) 「邊業銀行現洋券發行ト奉票回收會議、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和三年一二月二七日。

(36) 「九月中奉票相場ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義「外務大臣、昭和三年一〇月一日。以下同じく「十月、昭和三年一二月二〇日、「十一月、昭和三年一二月二九日、「十二月、昭和四年一月一七日。

(37)(38) 「奉票整理問題ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義「外務大臣、昭和四年一月八日。

(39) 林久治郎奉天總領事↓田中義「外務大臣、昭和四年一月一四日。「一月中奉票相場ニ關スル件」林↓田中、昭和四年二月一八日。

(40) 「新發行奉天票ト相場ニ關スル件」中野高一鄭家屯領事代理↓田中義「外務大臣、昭和四年三月六日。

(41) 「現洋票發行計畫」『旬報』第五卷第一〇號（一九二九・

四・五)、『二〇三頁。「奉票の法定相場」同上註、六頁。

(42) 「大額奉票發行ト共ニ其影響等ニ關スル件」森島守人奉天總領事代理↓田中義一外務大臣、昭和四年四月一日。

(43) (44) 『滿洲日報』昭和四年四月五日。「省庫も現洋本位」

『旬報』第五卷第一二號(一九二九・四・二五)、六頁。「對岸ニ於ケル奉天票ノ現況ニ關スル件」朝鮮總督府警務局(平安北道知事報告)、昭和四年四月二六日。

(45) 「支那ノ日本銀行紙幣調査、秘」關東廳警務局長↓内閣拓殖局長他、昭和四年三月二七日。

(46) 「四月中奉票相場ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓田中義一外務大臣、昭和四年五月一日、同じく「五月」昭和四年六月一八日。「奉票市價ノ大亂調ト其原因ニ關スル件」近藤信一鐵嶺領事↓田中義一外務大臣、昭和四年五月八日。「金融安定の訓令」『旬報』第五卷第一一號(一九二九・四・一五)、七頁。

(47) Turoni C. B., *The Economics of Inflation: A Study of Currency Depreciation in Post-War Germany*, 1937, (東京銀行集會所抄譯『獨逸インフレーションの解剖』)。高須實義博『現代資本主義とインフレーション』岩波書店、一九八一年、二六頁。すでにドイツ・マルク、およびロシア革命後のルーブルとの比較を論じたものに、前掲註(1)、『奉天票の研究』五五〜五八頁がある。ただ、チャローニ効果については、すでに一九二二年のジュネーブ經濟貨幣會議の決議に次のような指摘がなされていた。「紙幣が下落して原價と相去る甚だ速きに至りたる國に於ては、單に原價を恢復す

るの不可能なるのみならず、即ち強いて原價を恢復せしめんとすれば、國家經濟は必ず大に紊亂し、社會に甚大なる不安を惹起するものである」と。前掲註(3)、『東三省金融整理委員會報告書』二三七〜三三八頁、濱岡福松譯『東三省金融整理委員會報告書』滿鐵資料課(滿鐵調查資料第百六十四編)一九三三年三月、一六三頁。

(48) 本稿第三節第3項を参照。

(49) 大豆經濟の展開過程については、さしあたり金子文夫『近代日本における對滿洲投資の研究』近藤出版社、一九九一年、四五頁以下「大豆經濟の確立」、一八六頁以下「大豆經濟の發展」、三二四頁以下「大豆經濟の變動」を参照。

(50) 一九三〇年の五三〇萬トンは、全世界生産總額の五九・三%を占めていた。關内中國は二五・四%であわせて中國は八四・七%の高率であった。ちなみに日本は四・三%、アメリカは五・二%、朝鮮は五・八%であった(3rd Report on Progress in Manchuria to 1932, The South Manchuria Railway, June, 1932, p. 143)。統計は井上ヨリ『Kang Chao, The Economic Development of Manchuria: The Rise of A Frontier Economy, Michigan Papers in Chinese Studies 43, 1983, p. 44, 註45』Kungtu C. Sun, *The Economic Development of Manchuria in the First Half of the Twentieth Century*, Harvard East Asian Monographs 28, 1973, p. 29, に依った。

(51) 前掲註(26)、『五頁』三〇〜三一頁。また、前掲註(33)の章錫九論文によれば、東北四行號(東三省官銀號、吉林永衡官

銀號、黑龍江官銀號、邊業銀行)による農産品買上げ總額は、現大洋二億元以上で、東北地域總生産量の約半分を占めていたとする(一九三頁)。

- (52) 「現大洋票發行期ニ關スル件」近藤信一鐵嶺領事→田中義一外務大臣、昭和四年五月一七日。

- (53) 久間猛『東三省官銀號論』關東廳財務部、一九二九年二月、二四八頁、二八八頁。

- (54) 藤井諒『遼寧の準備庫と現大洋票』滿鐵調査課(滿鐵調査資料第二九編)、一九三〇年四月、六頁、八頁。なお、拙著『中國近代東北地域史研究』(法律文化社、一九八四年)二二五頁に、現大洋票についての初歩的理解を提示している。

- (55) 「聯合發行準備庫現洋票ニ關スル件」林久治郎奉天總領事→幣原喜重郎外務大臣、昭和四年八月五日。「官銀號現洋紙幣」「紙幣發行準備庫」「旬報」第五卷第二五號(一九二九・五・二五)、七〇九頁。

- (56) (57) 「支那側ノ奉天票維持對策、祕」關東廳警務局長→內閣拓殖局長他、昭和四年六月一四日。「誤れる金融維持」『旬報』第五卷第一七號(一九二九・六・一五)、六〇七頁。當時、日本側の奉天商工會議所は大藏次官黒田英雄宛に、「奉天票の暴落による對策として銀券發行」を建議し、「既に民心は奉天票を嫌忌し如何に現大洋票を歡迎しつつあるかを窺知し得らるべし」と述べ、「此際我國としては、滿洲の既設金融機關をして現大洋引換のノートを發行せしめ之れが流通を圖ること」を主張していた(『旬報』第五卷第一六號、一

九二九・六・五、二一〇三頁)。この建議はその後、八月の第一回滿洲商工會議所聯合會に提出され、さらに、一ヶ月末の第二回日本商工會議所定期總會にも議案第二五號として付議されたが、「慎重攻究を要するもの」として常議員會に一任された。むしろ、奉天總領事館などの判斷とは異なり、現大洋票のもつ政治的意味とその影響力を脅威として受けとめ對策を出していたとみることができる。『旬報』第六卷六號(一九二九・八・二五)、一三二二四頁、第六卷第一二號(一九二九・一〇・二五)、一三二二七頁、第六卷第一七號(一九二九・一二・一五)、一六頁、一八〇一九頁。なお、滿鐵臨時經濟調查會による『滿洲財界救済案トシテノ滿蒙特殊銀行案(極祕)』が、三〇年一月に提出されている。この銀行案では、金・銀の銀行券を發行しうるものとし、銀券は「支那ニ通用セシムルコトス」(二二七頁)と構想されていた。

- (58) 「金融維持會議ノ件(警察情報)、祕」奉天公所長鎌田彌助、昭和四年六月一一日。

- (59) 「支那側ノ奉天票維持對策、祕」關東廳警務局長、昭和四年六月一四日。

- (60) 「支那側ノ奉天票維持對策、祕」關東廳警務局長、昭和四年六月二一日。

- (61) 小林英夫「滿洲金融構造の再編成過程」滿洲史研究會編『日本帝國主義下の滿洲』御茶の水書房、一九七二年、一四二頁。

- (62) 前掲註(53)『東三省官銀號論』、二六〇頁。前掲註(54)

〔第6表〕

	現大洋100元に つき現大洋票	
	最 高	最 低
1930年 3 月	100.35	100.00
4	.05	99.90
5	.10	99.90
6	.10	100.00
7	.10	.00
8	.25	.00
9	.50	.00
10	.30	.00
11	.70	.00
12	.65	.15
1931年 1 月	.80	.30
2	101.10	.20
3	.50	.10
4	100.20	.12
5	.15	.12
6	.90	.13
7	101.20	.15
8	.30	.14
9	115.00	.13

『遼寧の準備庫と現大洋票』、三〇頁。

- (63) 前掲註(49)『近代日本における對滿洲投資の研究』、五一
二～五一四頁。

- (64) 前掲註(61)小林論文、一四二頁。

- (65) もちろん、當時の國民經濟や民衆の生活に攪亂的作用をも
たらした點があるが、ここでの主な分析課題ではない。

- (66) 第6表は現大洋・現大洋票の瀋陽市中相場を示す。ほぼそ
の政策意圖は達成されていたといえよう。前掲註(34)『現大
洋票に就て』、八九頁より。

- (67) 「支那側ノ奉天票維持對策、祕」關東廳警務局長↓内閣拓
務次官他、昭和四年六月二一日、によれば、翟文選省長は張
學良に對し、奉天票慘落の主因は滿鐵附屬地の有力華商によ
る投機にあると指摘し、しかも有力華商には、「重要軍官」
の子弟の經營する「錢莊業者」がおり、たとえば、汲金純の
長男汲紹宗の乾亨達、張學成の成泰祥、湯玉麟の次男湯漢鄉

の廣裕隆、張九卿の長男張啓明の啓昌鐵などが含まれていた
とする。

- (68) (69) 「支那側ノ奉天票維持對策、祕」關東廳警務局長↓内
閣拓務次官他、昭和四年六月二九日。

- (70) 「奉票暴落ト地方狀況ニ關スル件」在海龍分館主任坂内彌
代記↓幣原喜重郎外務大臣、昭和四年七月一五日。

- (71) 林久治郎奉天總領事↓幣原喜重郎外務大臣、昭和四年一
月二〇日。

- (72) 「官銀號ノ金鈔票及特產物賣買禁止ニ關スル件」近藤信
一鐵嶺領事↓幣原喜重郎外務大臣、昭和四年一二月一六日。
「官商公濟棧撤退ニ關スル件」石塚邦器鐵嶺領事館事務代理
↓幣原喜重郎外務大臣、昭和四年一〇月七日。「公濟棧愈々
引揚」『旬報』第六卷第四號(一九二九・八・五)、一一一
二頁。

- (73) 「中央銀行支店設置計畫、祕」關東廳警務局長心得↓内閣
拓務次官他、昭和四年八月二四日、およ
び九月二日。「中銀の分行設立」『旬報』
第六卷第六號(一九二九・八・二五)、
九一〇頁、第六卷第八號(一九二九・
九・一五)、六六七頁。

- (74) 東三省官銀號附屬事業一覽は前掲註
(53)、三一八～三一九頁による。(次頁
參照)

- (75) 「東北當局繼續努力整理奉票(九月二
五日)」『民國日報』一九二九年一〇月一

店名	營業種類	本店所在地	資本金額
公濟糧棧	特產	開原	一、三三、五〇〇元
利達公司	外國貿易	奉天	五、〇〇〇、〇〇〇
純益公司	製絲布	同	五、〇〇〇、〇〇〇
東興火磨	製粉	哈爾濱	一、〇〇〇、〇〇〇
東濟油房	油房	同	六五、〇〇〇
公濟平市錢號	金融	奉天	一、〇〇〇、〇〇〇
萬生泉	燒酎釀造	(開原) (阿金堡)	一〇〇、〇〇〇
東興泉	同	奉天	一〇〇、〇〇〇
廣泉公司	同	開原	一〇〇、〇〇〇
呼蘭製糖廠	製糖麥酒等	呼蘭	一、〇〇〇、〇〇〇
東興當	質業	東豐縣	一〇〇、〇〇〇
同興當	同	昌圖縣	一〇〇、〇〇〇
公濟北當	同	奉天	五〇〇、〇〇〇
遼陽公濟當	同	遼陽	一〇〇、〇〇〇
昌圖公濟當	同	昌圖縣	一〇〇、〇〇〇
合計			一七、四七、五〇〇

(單位は、奉大洋)

日。上村伸一南京領事↓幣原喜重郎外務大臣、昭和四年一月一六日。「奉票維持公債發行」關東廳警務局長心得↓外務次官(寫)、昭和四年二月一〇日。

(76) 「翟主席金融問題ニ關シ商工總會ニ訓令、祕」關東廳警務局長心得↓内閣拓務次官他、昭和四年二月一四日。

(77) 「遼寧四銀行聯合準備庫ノ庫券發行計畫、祕」關東廳警務局長心得↓内閣拓務次官他、昭和四年二月一九日。

(78) 「昭和四年度下半年期、在鐵嶺、鐵嶺日華銀行營業報告書」。

(79) 前掲註(47)、邦譯「東三省金融整理委員會報告書」、一六二頁。

(80) 「支那側市況沈衰」「支那商店の不振」「旬報」第六卷第一三號(一九二九・一一・五)、九一〇頁、「商況極めて不振」など、第六卷第一四號(一九二九・一一・一五)、四七頁。「最近の閉業狀態」「市面蕭條の反映」第六卷第一八號(一九二九・一二・二五)、一頁。「東省四銀行聯合發行現洋票割引行使禁止ニ關スル件」近藤信一鐵嶺領事↓幣原喜重郎外務大臣、昭和五年二月二八日。

(81) 「奉票の勢力失墜と現大洋票」大連商工會議所『大連商工月報』第一七九號、一九三〇年七月、三六頁。「東北省ノ金融政策、祕」關東廳警務局長心得↓内閣拓務次官他、昭和五年三月二七日。

(82) 一九三〇年三月現在の「奉天」における各貨幣流通見込額は次のとおりであった。「滿洲主要都市に於ける通貨流通狀況(下)」『大連商工月報』第一八三號、一九三〇年十一月、一四一―一六頁による。ただし、奉天票の現大洋換算は三月平

均値六〇・一五元とした。

奉天票（奉大洋） 約七億元（現大洋一一六〇萬元）

現大洋票 約一五〇〇萬元

銅元票（奉小洋） 約一五〇〇萬元

金票 約一〇〇萬元

鈔票 約一五萬元

また、滿鐵調査課『昭和五年滿洲政治經濟事情』一九三一年七月、三三二頁。

- (83) 「東北金融整理委員會組織、祕」關東廳警務局長↓内閣拓務次官他、昭和五年七月一七日。「東北四省金融整理辦法、祕」關東廳警務局長↓内閣拓務次官他、昭和五年七月二五日。

- (84) 「商工總會聯合會（六月三日調査）」「銀下落的對應策（六月二四日調査）」「長春遼寧の提案（六月二六日調査）」「商聯合會の開催（七月一日調査）」『旬報』第八卷第一號（一九三〇・七・五）、七～一二頁。「支那側銀暴落の對策」奉天商工會議所『奉天商工月報』第二九九號、一九三〇年八月、八五～一〇二頁、に各地商會の提案が掲載されている。
- (85) 「東三省官銀號小額紙幣發行ノ件」石塚邦器鐵嶺領事館事務代理↓幣原喜重郎外務大臣、昭和五年九月一六日。「現洋小票の發行」『旬報』第八卷第三號（一九三〇・七・二五）、八頁。

- (86) さしあたり、武育文・王維遠・楊玉芝『張學良將軍傳略』遼寧大學出版社、一九八八年、二七七～二八六頁、參照。
- (87) 「重要な財政協議」『奉天商工月報』第三〇二號、一九三

〇年一月、七八頁。「三聯銀行設置ト兌換券發行計畫」關東廳警務局長↓外務次官（寫）、昭和五年一〇月八日。「四聯銀行發行紙幣ノ通用區域擴張ニ關スル件」石塚邦器鐵嶺領事館事務代理↓幣原喜重郎外務大臣、昭和五年一〇月一四日。なお、判有岩「張學良將軍就任陸海空軍副司令的概述」『遼寧文史資料』第一七輯（在同張學良相處の日子里）、遼寧人民出版社、一九八六年、八三頁、參照。「東北政務委員會第一八二次會議議決案通知書」（中華民國一九年二月三日）遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編』第11冊、江蘇古籍出版社・香港地平綫出版社、一五〇頁。「東三省官銀號ノ紙幣發行ニ關スル件」林久治郎奉天總領事↓幣原喜重郎外務大臣、昭和五年一月六日。

- (88) 113 「遼寧省政府爲公佈遼寧省管理金融暫行章程的訓令」（一九三〇年二月二七日）『奉系軍閥檔案史料彙編』第11冊、二八四～二八五頁。久間猛『銀ノ世界的事情（昭和六年版）』關東廳財務部財務課、一九三一年三月二〇日、一二九～一二三頁。「遼寧省管理金融暫行章程制定」關東廳警務局長↓内閣拓務次官他、昭和五年二月二七日。

- (89) 「金融管理會組織」『奉天商工月報』第三〇四號、一九三一年一月、八九頁。「遼寧省政府ノ各種紙幣整理、祕」關東廳警務局長↓内閣拓務次官他、昭和六年一月二二日。

- (90) ケーラー報告書は『Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China, Together with a Report in Support thereof』（工商部工商訪問局印行、中國名は、中國逐漸采行金本位幣

制法案附理由書」と題された英文一八二頁からなる。中國語譯は、銀行週報社『財政部甘末爾設計委員會擬、中國逐漸采行金本位幣制法案附理由書』（國立中央研究院社會科學研究所法制組主任王雲五譯）、邦譯は、上海滿鐵調查資料第九編（滿鐵支那月誌特刊）『中華民國國民政府財政專門家委員會、中國漸進的金本位通貨實施法案及びその理由報告書』（滿鐵上海事務所研究室、三井雄三郎、和田喜一郎譯）一九三〇年一月、がある。

ケメラール使節團のメンバーは次のとおり。E. W. Kemmerer（甘末爾）團長、財政部設計委員會委員長、幣制・銀行關係擔當、J. P. Young（楊亞翰）幣制・銀行關係、F. B. Lynch（林池）幣制・銀行關係、R. W. Bonneville（鮑納威）豫算・會計・國庫監督關係、A. N. Young（楊亞德、楊格）公債關係、W. B. Poland（卜倫）鐵道財政關係、O. C. Lockhart（羅哈德）租稅關係、B. B. Wallace（華理斯）關稅政策關係、F. A. Cleveland（葛佛倫）豫算・會計・國庫監督關係、W. Watson（華生）豫算・會計・國庫監督關係、その他秘書として E. F. Feely（費萊）、F. W. Fetter（富德）、D. L. Kemmerer（甘道南）の計十三人。このメンバーのうち A. N. Young, O. C. Lockhart, F. B. Lynch は國民政府財政顧問として残り、一九三五年十一月の幣制改革に際し、その準備活動にかかわった。Arthur N. Young, *China's Nation-Building Effort, 1927—1937: The Financial and Economic Record*, Hoover Institution Press, Stanford University, 1971, pp. 229—230.

(91) 齋藤叫「アメリカ銀政策の展開と中國」野澤豐編『中國の幣制改革と國際關係』東京大學出版會、一九八一年、一三二頁。

(92) 前掲註(90)、ケメラール報告書、英文書三七頁（邦譯書三七頁）。

(93) 同上、英文書三七～四四頁（邦譯書、三七～四四頁）。

(94) 同上、英文書四五頁（邦譯書、四七頁）、および英文書四七頁（邦譯書、四九～五〇頁）、英文書五二頁（邦譯書、五五～五六頁）、英文書一四六頁（邦譯書、一五三～一五四頁）。

(95) 225「東北政務委員會第一一七次會議議決通知書」（中華民國一九一九年三月二日）『奉系軍閥檔案史料彙編』第9冊、六一頁。

(96) 前掲註(3)、『東三省金融整理委員會報告書』附錄一～五頁所收の、齋恩承「擬設東三省金融整理委員會說明書」、「附東三省金融整理委員會組織草案乙件」。委員會メンバーは次のとおり。委員長臧式毅、主任委員齋恩承、委員蕭純錦、方煜恩、林成秀、荆有岩、祕書李希庚。14「東三省金融整理委員會籌備就緒在遼寧省政府內開始辦公致遼寧商工總會函」（一九三〇年四月二六日）『奉系軍閥檔案史料彙編』第10冊、二六頁。

(97) 本報告書の構成は次のとおり。冒頭に「建議綱要」（原文では五九頁）を掲げて建議本文の内容を要約、その後、第一部「金融概要」（原文では四五頁）では奉天票、爐銀、安東鎮平銀、遼寧省銀行機關を論じ、第二部「建議」（原文では一二頁）では全五章に分けて「本位問題」「東三省準備銀

行」「第一歩の辦法」「農業金融問題」「遼寧省財政問題」をとりあげ、第三部は「附録」(原文で八七頁)で各種調査表(利息、物價、人口、鑄貨統計、條例、章程などを含む)からなる。以下本文中の頁数は、前掲註(47)、邦譯書による。

(98) 前掲註(91)、『中國の幣制改革と國際關係』所收論文を參照。

(99) 滿洲中央銀行(板倉正一)『滿洲中央銀行十年史』(非賣品)一九四二年、七頁。また、同書九一〜九三頁には、東北全體で「一五幣種、一三六券種」もの多種類にのぼったと計算している。この多種多數を前提にした「幣制紊亂論」による東北地域史像は今日まで繼續している。たとえば、滿洲中央銀行史研究會編『滿洲中央銀行史』東洋經濟新報社、一九八八年、には、「滿洲中央銀行ができるまでの滿洲の幣制は、世界に類例のない紊亂状態であった」(四〇頁)とし、岩武照彦『近代中國通貨統一史上、下』みすず書房、一九九〇年、においても「まことに複雑かつ混亂を極めた」(上巻、一六四頁)、『全中國における最惡通貨であるとの Kemmerer 報告書の評價も首肯出来る次第』(上巻、一七三頁)といわれている。

(100) 世界システム論の視角から「東アジア周邊部經濟史」を構想する金泳鎬『東アジア工業化と世界資本主義』(東洋經濟新報社、一九八八年、第九章、二一六頁以下)は、「周邊型工業化の推進主體」の形成を論じ、「中心の周邊にたいする

一方的要求によって周邊部工業化がすすむ」のではないことを強調している。なお同書、四三頁の A. Lipietz からの引用を參照。また、中村哲『近代世界史像の再構成—東アジアの視點から』青木書店、一九九一年、においては「中進資本主義國論」を展開するなかで、「東アジアの資本主義形成にたいする歴史的過少評價」があったとして、中國についても「二〇年代末、三〇年代に従屬的中進資本主義化の道を歩みはじめていた」と概括している(六二〜六三頁、六五〜六八頁、一五三頁、一六三頁)。政治史的側面からの接近として拙著『中國ナショナリズムと民主主義』研文出版、一九九一年、三八頁以下を參照。

(101) 前掲註(34)、『現大洋票に就て』(一九三二年五月出版)は、「現大洋票は滿洲國の統一通貨たる中央銀行新紙幣の母體として注目すべき甚だ重要なもの」と率直に認めていた(自序、および七二頁)。歴史對照的に表現するなら、一九三七年の盧溝橋事件がその直接的展開とは別に、三五年一月の幣制改革を阻止する役割を擔ったのと同じ役割を、柳條湖事件は遼寧幣制改革に對して果たしたといえよう。もちろん、一九三五年段階の中國幣制改革は、もはや日本側の「一撃」では軍事的に接收しえないほどの國際的國內的諸條件を獲得していた相違があることを認めたい。

(本稿は、一九九一年度科學研究費補助金一般研究(B)の交付を受けた。)

CURRENCY REFORM IN MANCHURIA UNDER THE RULE OF ZHANG XUELIANG 張學良

NISHIMURA Shigeo

The currency problems in Manchuria can be boiled down to the one of fengtianpiao 奉天票 during the rule of Zhang Zuolin 張作霖, and that of 'xiandayangpiao 現大洋票' during the rule of Zhang Xueliang.

Most historians have come to regard fengtianpiao as a typical case of *de facto* inconvertible money, which by repeating slumps made a complete mess of the monetary system in Manchuria. However, taking a close look at the situation after 1929, it becomes clear that the currency problem in Liaoning province was practically being solved owing to the exchange of fengtianpiao for the newly-issued 'xiandayangpiao.' In this context, special attention should be paid to *The Report of the Committee on the Three Eastern Provinces Financial Reform* 『東三省金融整理委員會報告書』, which is interrelated with the Kemmerer Commission's report of 1929.

The currency in Liaoning province was gradually being unified by means of 'xiandayangpiao.' This situation leads us to the hypothesis that the Japanese might have felt it necessary to take military action before the currency unification became a fact. Furthermore, the monetary integration with hadayangpiao 哈大洋票 was almost simultaneously in progress in both Jilin and Heilongjiang provinces. It can be argued, therefore, that the local currency reform undertaken in Liaoning province was the forerunner of the national currency reform in 1935, and that the Japanese, taking advantage of the local currency reform already in progress in Manchuria, were thus able to restore monetary order there in such a short time.